

非国家主体と人権

マンフレッド・ノヴァック，カロリーナ・M・ヤヌスゼウスキ
東 澤 靖（訳）

本論文は、Math Noortmann, August Reinisch, Cedric Ryngaert, *Non-State Actors in International Law* (Oxford Hart Publishing, 2015) に所収された、Manfred Nowak and Karolina Miriam Januszewski, 'Non-State Actors and Human Rights,' pp. 113-161 を、ノヴァック教授の好意により、翻訳したものである。論文の中で、訳者が新たに加えた情報や説明については、すべて [] を用いて標記している。

結局のところ、普遍的な人権はどこから始まるのでしょうか。小さな場所、自宅の近くで、つまりとても近く、小さいので、世界のどのような地図でも見えない場所です。ですがそうした場所は、それぞれの個人の世界です。ご近所、学校や大学、工場や農場や事務所。そのような場所が、すべての男性、女性そして子どもにとって、差別を受けることのない平等な正義、平等な機会、平等な尊厳を求める場所なのです。もしこれらの権利が、そのような場所で意味を持たないなら、どこにおいてもあまり意味がないでしょう。

エレノア・ルーズベルト「私たちの手の内に」

（世界人権宣言 10 周年記念行事で行われた 1958 年の講演から）

1. 国際法と人権：いくつかの神話の見直し

国際法のシステムにおける非国家主体の役割を議論する時、この関連で人権運動が果たしてきた重要な影響を無視することはできない。人権法の国際化は、国際刑事法の発展と同じように、ホロコーストという深刻な体験への対応として始まり、国際法のシステムを劇的に作り替えた。それらの体験は、住民の福利を究極的に保障し保護するものとして、国家に無条件に依拠することをもはや維持できないという認識を、国際社会に強いることになったからである。国際法の規則が個人との関係に一定の介入をおこなうことは、はるかに以前から認識されてはきたけれども、人権を国際法の構造の中に埋め込むというプロジェクトが、人間の尊厳の保護を国際的な関心事項へと高め、そして個人を国際的な次元へと高めることとなった。個人は、その福利を保障する経済的・社会的・文化的・政治的及び市民的権利を記した驚くほど多数の宣言や条約の採択を通じて権限を付与される一方で、ジェノサイド・人道に対する犯罪・戦争犯罪のような一定の重大かつ組織的な人権侵害のために、国際的な責任を問われる可能性を持つことにもなり、そのことによって、国際法規則の単なる客体であることを超えた存在になったように見える。

法学文献が述べるように、伝統的には国際法上の権利義務を保持する能力を持つ国際法の主体は国家のみであるとされていたので、この「規則における方向転換」⁽¹⁾は、国際法律家にとってかなりの頭痛の種となった。そして生じたのは、その国家中心的な国際法秩序の構造に、権利と義務を国際的に記されることになった個人をどのように適合させればよいのか、という問題であった。

国際日常 (international life) の現実には、間断なく、そして引き続いて、国際法律家に難問を提起している。国際関係の中で重要な糸を引く、国家を見劣りさせるような新しい有力プレイヤーの国際的な舞台への登場、そのことは、注意

を喚起しないままではできず、そして、それら非国家主体の国際法の枠組みにおける役割と、それらの主体に関する国際法の側の役割と、それぞれの側面について鮮烈な議論を引き起こすこととなった。権力構造を分割していくこうした現実、国際法に対する古典的な理解、その原則・諸概念・分類に影響を及ぼすだけでなく、また、個人への権限付与により権力濫用を抑制するための理論的根拠をもたらすことを通じて、必然的に人権の効果的な保護にも影響を及ぼすことになる。

人権をめぐる言説の中で、人権の侵害者にも保護者にもなりうる非国家主体をめぐる問題というのは、決して新しいものではない。だが、20世紀後半以降に見られる発展を通じて、尊厳を傷つけられる被害者にとっては常にありふれたものであったかも知れない事実を認識する必要性が、著しく強まっていった。すなわちそれは、人権の享有にとって脅威となるものが、決して国家だけではないということである。むしろ反対に、もし人々の被害の原因となるものを地図に描いてみれば、その地図は、必然的に多数の中心を持つものとなるだろう。たとえば、国家による同性愛嫌悪の法律や警察官の過剰な銃の使用、民間人が攻撃されている状況での国連平和維持部隊の消極対応、13分に一人の割合で子どもが貧困で死んでいく状況での国際社会の傍観、子ども兵士を徴募せよ・近隣の町を略奪せよとの反乱軍指揮者の命令、企業による差別的な採用方法や労働者をかえりみない搾取、そして同様に、妻の顔面に振り下ろされる配偶者の固い拳など。それらはすべて、人間の尊厳に対する攻撃であり、この「権利侵害の地図(atlas of injustices)」の中に場所を与えられなければならない⁽²⁾。さらにそのような地図を描く場合、そこには一つの特徴を見いだすことができる。すなわち、暴力を生み出す源は、権力構造が抑制を受けずに放置された場合に、拡大し激しくなっていくということである。

権力の中心が、かつてそうであったもの(あるいはそうだと考えられていた)に比べてはるかにずっと分裂しているように、非道を行う潜在能力が、合法的

な暴力の使用を独占する国家機構に限られたものでないことは明白である⁽³⁾。こうした権力の不均衡の起源のいくつかは、男性優位の従属構造に求めることができる。その他にも、民営化・アウトソーシング・貿易自由化などを伴うグローバル化や、武力紛争の性質の変化など最近の現象を通じて、その不均衡が増大しているようにも見える。最後に、ターゲットを定めた制裁や暫定領域統治の採用など、人権に影響を与えやすい分野での、国際的組織による国家類似機能の行使や活動の拡大が、権力の新たな局面をつくりだしてきた。こうした新しい現実が、領域と住民を支配する国家の権力を大きく妨げ、それによって、国家の重要性を脅かし、国際人権法における国家中心の構造を揺るがしてきたと考えられている。

しかしながら、国家とまさに同じように、個人の福利に重大な影響を持つビジネス企業体、国家間や非政府の組織、あるいは個人の潜在能力は、一面的なものでも、単に破壊的なものでもない。これらの非国家的な実体のいくつかが持っている事実上の（そして拡大する）社会経済的また政治的な権力は、人権のための企てを促進するために利用することができる⁽⁴⁾。

人権に関して非国家主体が事実上重要な役割を演じることがますます認識されるにつれ、それに対応して非国家主体を国際人権体制の内側に取り込もうとするさまざまな試みが勢いを増してきた。この関係で相変わらず存在する主な懸念は、非国家主体には、否定しようのない有害な能力があることだ。国際法と人権の概念の多義性のゆえに、国際法律家の間では、異なったアプローチが出現してきた。一方で国際人権監視機関と研究者は、国家の「保護する義務」という概念を考案したが、それは国家の保護者としての役割を強調する概念であり、確立された国家責任の枠組みの中で機能するものである。一般国際法と人権法における国家中心的な流れに従う伝統主義者は、すでに確立している人権のシステムの固持を良とし、他のいかなるアプローチも、概念上不可能であることや政治的考慮のゆえに、最終的にはうまくいかないと主張する。非国家

主体に直接の国際人権上の義務を課すことによりその人権侵害に責任を負わせるという考えは、理想的には対応する実施メカニズムとともに達成されるものであるが、正統派の見解によれば、そのような考えは、まさになんらの価値も生み出さない「夢物語 (utopian)」の回答であり、人権をあざ笑い、変質させるものだけということになる⁽⁵⁾。この「夢物語」理論の唱道者の中には、非国家主体の直接的義務（人権上の義務を含む）は、すでに国際法の中に見いだすことができ、そしてもっと採用されるべきだと提唱する者もある。そのような水平的義務は、国家の第一次的な責任を補完することによって、存在する答責性ギャップを埋めるものだけというのである⁽⁶⁾。そして、その他にも国際法秩序概念の再構築を要求する、よりラディカルな提案があり、それによれば権力を持つ非国家主体は、より指導的な役割を引き受け、さらには国際立法過程にも直接的に参加することになる⁽⁷⁾。そうした3つの潮流の間には、濃淡の異なる多くのバリエーションを見いだすことができる⁽⁸⁾。

しかしながら現在まで、この問題に関して幅広い調査や議論がなされてきたにもかかわらず、また、人権弁護士の間には、一定の非国家主体が国際人権体制に従うことを要求する明らかな傾向があるにもかかわらず、国際人権法は、実際の世界において無数の潜在的当事者を抱える状況の変化に対し、とても控えめな対応しかしてこなかった。

こうした無気力の原因は、人権法と国際法秩序の両方に対して依然として国家中心的な概念を与え続けている、広く流布した伝統的な学派に求めることができる。国際法は、一方では依然として「諸国家の法」というウェストフーリア流のプリズムを通して考えられることが多く、もっぱらそして排他的に、国家間の関係を規律し促進するためのものとして奉仕している。同時に国家中心主義は、人権の支配的な物語、すなわち人権はその当初から、絶大な力を持つ国家に対し市民を保護するという純粋に垂直的關係のために設計されたという物語の中を、幹線道路 (golden thread) のように貫いているように見える。

こうした一次元的で縮小された前提に依拠し、そしてまた「現在もあり、常にあり続けなければならないもの」⁽⁹⁾という標語の上に依拠しているようにも見える伝統的な法理論が主張するのは、一般国際法と国際人権法が持つ概念的な制約のゆえに、非国家主体の行為を直接に規律することが不適切だということである。

それゆえ、明示された非国家主体の直接的な人権上の義務を、現在の人権をめぐる風景の中に見いだすことは、干し草の山の中で一本の針をさがすことを想起させる。すなわち、過去50年間以上の間に印象的で多様な一連の現代的な人権法が発展してきたという事実にもかかわらず、このおびただしい数の法規範は、数少ない例外を除いて、個人と国家との間のみ適用されるようにみえる。これらの古典的な法的アプローチに従えば、非政府的な行動による有害な潜在能力を抑制するための規制は、主権国家によって行なわれることだと考えられている。

この明らかな保護の欠落を埋めるために近年の理論や判例法は、私的な主体による侵害から個人を保護するための、国家の相当な注意の義務という理論を発展させて積極的に取り組んできたが、それらは多くの国々で効果的实施を欠いているため、答責性のギャップを認識させ、消えることのない苦いあと味をもたらしたただけであった。国家間や非政府の人権組織あるいはメディアによって注意深く収集され、信頼できるが決定的に不利な内容の記録における指標を通じて国際社会の気づくところとなったのは、個別の国家に依拠するだけで非政府の主体の責任を問うことは、不完全だということである。あまりにもしばしば、国家は（国際投資の受入国も原籍国も）、意欲を持つ投資家に国家が依存しているなどそれぞれの理由によって、適切な保護のための措置を取ることができないか、その意思を持たない。

それゆえ、国際人権法が効果的な保護を与える信頼のおける正当な企てなのだとして引き続き認められるためには、人権享有に対し現実の世界で非国家主体が

もたらす多方面の課題に、国際人権法が適切に応える必要性があることは明らかである。社会の必要性に適応できない法制度は、必然的にその社会的妥当性を失っていくだろう。

非国家主体が負う義務と人権については、多くの著述が行われてきた。本稿は、それらを土台からやり直すものではなく、すでに行われた調査のうち印象的なものを参考にしながら、非国家主体とそれをめぐる法の現状に関して、国際人権法による一般的なアプローチの状況をまとめて描き出すことを試み、そして最後には可能な解決策を提示する。そうすることにおいて、我々は、国際人権法の機能について継承・反復されてきた思い込みに対し、立ち向かってそれを解体しなければならないだろうし、それによって人権制度に関する概念の再構築にとって見かけ上の障害となっているものを取り除くことになる。国際法主体と国際法人格の問題はこの本の別の章で扱われるので、それらの問題についてのここでの議論は、概観にとどめることになる。ここで読者が思い出ししてほしいのは、国際法によって非国家主体に対する義務を課すことは、国家が同意すれば十分に可能だということである。

基本的に、非国家主体を人権構造における義務負担者として含めることが、できるかまたそうなるかという問題は、究極的には、法的な可否というよりも、むしろ人権に対する我々の一般的理解に左右されるものだということが指摘されている。人権は、主として純粋なりバタリアンのプリズムを通して考えられ、「公」の領域と「私」の領域に二分された世界において、国家に対し保護者と潜在的侵害者という二重の役割を与えてきた。しかしながら、より広く人権が、あらゆる圧迫的な権力構造のうちにある力なき者に力を与えることを基本的な目的とし、すべての分野で尊厳ある生活を保護するための手段であると認識すること、そのことは、我々の想像力を過度に駆使したり人権の観念を転倒させたりしなくても可能である。もし我々がこうしたより一般的なアプローチをとるならば、人権の潜在的侵害者としての非国家主体の存在は、論理的な帰結と

なる。前に触れたように、被害者の観点からは誰が侵害を行ったかに区別はないのであるから、国家が人権にとって唯一の義務負担者であるという正統派の狭い人権概念は、我々の今日の世界ではもはや適切なものとはいえない。

1.1 第一の障害の解体：国際法はすべて国家に関するもの—忘却不能な亡霊としての国際法主体

非国家主体を国際人権法の領域内に位置づけ、またそれに対応した直接の義務を設定する時には、国際法においてよく知られた幽霊、すなわち不気味な国際法主体論に、なお直面する⁽¹⁰⁾。よく耳にする呪文は次のようなものである。すなわち、国際的平面での責任を問うことを正当化するためには、それぞれの実体が自らに課された義務を侵害したことが必要である。しかし、国際法の下で直接的に権利と義務を保持するために必要な国際法人格を与えられているのは、国際法の主体だけである。その他はすべて、国際法主体が行う立法の処分対象となる、単なる客体でしかない。こうした二分法が示唆するように見えるのは、非国家主体についていかなる検討を行うにもその出発点は、国際法人格を持つ国際法主体となり得るかどうかでなければならないということである。しかしながら、こうした「主体」と「客体」の仕切りは、国際法をよく見てみれば、一見したときにそう見えるほどに隙間のないものではないし、そのことは、この分野における発展が明確に示すところである。ICJは、画期的な「損害の賠償 (*Reparation for Injuries*)」事件の勧告的意見において、主体性が主権国家のみの問題であるという見解を却け、それによって上記の分類を再考し拡張するための可能性を残した⁽¹¹⁾。さらにICJが排斥したのは、国際法人格を他の国際的行為者に認めることが、国家が分かち合いを望まない特権である立法権限をその国際的行為者に付与することになり、必然的にその実体を既存の国際法主体と同等と見なすことになるとの主張である⁽¹²⁾。ICJが強調したのは、「主体」という排他的なクラブにさらなる実体を受け入れることが、国際社会の必要性

や国際日常の要求によって必要となること、また、それらの新しい「主体」の持つ権利や義務が、相当に違ったものとなるかもしれないということであった。

同じように、国家の法律による介入なしには国際法秩序が非国家主体に直接に義務を課すことはできないという不朽の警句は、国際法の展開をすばやく調査するだけで論破できる。そうした調査は逆に、諸国家は、自らの利益となる問題の場合にはいつでも望んで、直接的な義務を課して非国家主体の行為を規律していたことを明らかにする。17、18世紀における海賊との闘いにおいて、諸国家は、公海上で活動する海賊がもたらす管轄権上の難題に、容易に適応した。すなわち、海賊は「人類の敵 (*hostis humani generis*)」であると宣言され、海賊の行動は普遍的管轄権に従う諸国家の法の違反であると考えられた⁽¹³⁾。1899年と1907年のハーグ諸条約を始めとして国際法のレベルで戦争犯罪概念が緩やかに登場し、それによって個人もまた、国際法によって次第に、戦争状態においては一定の許しがたい行為を慎まなければならないという義務を課されるようになった⁽¹⁴⁾。

最も重大な分岐点は、しかしながら、第二次世界大戦と恐るべきホロコーストの経験に対応した、国際社会による諸立法行動であった。住民の福利を究極的に保障し保護するものとして国家を無条件に信頼する、それだけでは不十分であるという苦悩に満ちた自覚が、国際法秩序にいくつかの重要な修正を行うための原動力となり、人間の尊厳の保護を国際的な関心事項へと高めることとなった⁽¹⁵⁾。国際社会は、一連の権利を国際的に保障することが、国際的な監視と相まって、人権の保護のみならず国際平和のために不可欠であることを承認した。こうして、残虐行為が再び起こることを防止し、また揺るぎない安全保障を達成するために、諸国家は、国際法秩序の中に置かれた新たな人権のプロジェクトを開始することに合意したのである。人権は、国際連合の目的の一つとして一般的な用語で明示されただけでなく、地域的及び世界的な諸条約において徐々にではあるがしっかりと、広い範囲の諸権利を含むものとして宣言

され、記されていった。これらの国際文書は、すべての個人が人間であるがゆえに人権を享有すること、それは政府の恩恵によるものではなく、政府が無制限に左右できるものではないことを再確認した⁽¹⁶⁾。このようにして国家は、諸条約やそれぞれに関する慣習の実行の採用によって、意識的に国際法秩序の中に基本的諸権利を位置づけ、そしてもう一度、国際法が非国家主体に対して直接に機能できることを明らかにしたのである⁽¹⁷⁾。今日では、こうした個人の諸権利は、国家の合意や支配からかなりの程度に独立した、区別された法的存在と見なされると考えることができる⁽¹⁸⁾。

同じように、諸国家は、国際人道法を法典化する際に、戦争の現実を認識して、その適用の対象を、たとえジュネーブ諸条約の当事国でなくても、紛争のすべての当事者に拡大した。それによって個人や反乱集団が行う、あるいはそれらに向けられた行為は、国際法によって直接に規律されている⁽¹⁹⁾。加えて十分に確立しているのは、ジェノサイド・人道に対する犯罪・戦争犯罪として分類される、一定の重大かつ組織的な人権侵害や人道法の違反が、国家との関係性にかかわることなく、個人の刑事責任を伴う国際犯罪となるということである⁽²⁰⁾。国際刑事法はこのように、個人に関して、国内裁判所または国際機関によって執行可能な直接の国際的義務を確立した⁽²¹⁾。同様に国際社会は、テロリズムに対する闘いにおける協力の必要性のために、特定の私的な行為を明示的に犯罪とする、いくつかの条約の採択を決意した⁽²²⁾。

国際経済法など、国際法のその他の分野に関しても、諸国家の間に、非国家主体（通常は外国企業）が国際法の下で直接に権利を享受すると考えることについての十分な合意があった。それぞれの条約は、非国家主体が紛争の際に国際仲裁に直接にアクセスできるものとしており、また、締約国の選択する国の国内法と一般国際法の組み合わせによって紛争を解決することを予定している⁽²³⁾。さらに企業の国際的な義務も、1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する条約や1982年国連海洋法条約に見いだすことができる⁽²⁴⁾。

こうした明文化された非国家主体の権利義務の激増は、部分的には、そして徐々にではあるが、それに対応する、非国家主体に開かれた監視や実施のメカニズムの設置も伴っていた。訴えまた訴えられる手続的な当事者適格を非国家主体が持っている仲裁といった、すでに述べた可能性の他にも、諸国家は、人権を監視するためのメカニズムを設置した。その中には、司法的または準司法的性質を持つものもあるし、逆に純粹に政治的なものもある。しかしながら、非国家主体が申立てを提起する可能性を持つかどうかは、究極的にはそうした監視メカニズムへの国家による同意に依存しており、加えて、国内的救済を尽くすことが必要とされる⁽²⁵⁾。国際刑事法の枠組みにおいては、ニュルンベルク裁判と東京裁判の後、国際犯罪に対する国際機関による法執行を、国際社会に決意させるまでには数十年を必要とした。またもや悲劇的な出来事が、今回は旧ユーゴスラビアとルワンダであったが、直接的な国際的執行への原動力となった。1990年代初頭における特別法廷（ad hoc tribunals）設立の後に、1998年の常設国際刑事裁判所、そしていくつかの混合的な法廷の設立が続き、それらは国際的平面で国際法を適用して、個人の実行行為者を訴追することになった。なお存在しないのは、純粹に非国家主体同士の紛争に、国際法の実体法を適用する国際的な手続であるが、その欠落の原因は、なお国際関係において支配的な国家中心的思想に求めることができるだろう。

こうした手続上の欠落が不幸なことに存在するものの、それは、国際法の下で個人の権利義務が存在することに影響を与えるものではない。国際的な権利義務は、国際法の平面において、それに対応する救済手段や実施メカニズムとは独立に存在する⁽²⁶⁾。ジェノサイドの禁止は、1948年に国際的に法典化されたが、それに関連する国際的な実施メカニズムは、ほぼ半世紀を経て後についてくることになった。同じように国連の人権諸条約の中には、ほとんど普遍的な批准にいたったものもあるが、一定の国々は、自らに対して個人が申立を行うことを認める個人申立手続に、なお従おうとはしない⁽²⁷⁾。それにもかかわら

ず、たとえ国際的な機関において執行することはできなくても、これらの権利は存在するのである。

広大な、そして多種多様な国際法の領域をめぐるこの旅は、国際法が常に新しい課題に直面し、ときにはとてもゆっくりではあるが、国際日常の必要性に適応してきたことを、とてもよく例証している。ロザリン・ヒギンズが適切にも述べたように、こうした発展は、「意識している知的プロセスと同じぐらいに、状況の力によって」起こることなのであり⁽²⁸⁾、そのことは、非国家主体が国際法の下で権利義務を保有するかどうか、不変の概念上の障害による問題であるというよりも、規範に関する国際世論を導いていく国家の利害や政治的意思の問題であることを示唆している。最終的な立法者である諸国家は、自らに都合のよい場合にはいつでも、非国家主体に国際法の下での権利義務を与え、さらには、非国家主体に国際的な紛争解決機関への直接のアクセス権を付与し、あるいは非国家主体を国際刑事裁判の管轄権に従わせることさえ、したのである⁽²⁹⁾。

1.2 第二の障害の解体：人権法で自明とされる国家中心主義

広くグローバリゼーションに起因し、国家の全能性を侵食するものと性格づけられる、国際社会における権力構造の変化。同様に、一定の国々のGDPが小さく見えるほど多額のお金を生み出す超国家企業のような、新たな権力の中心の急増。その権限を民間会社にアウトソーシングする国家。活動と影響力の分野を拡大する国際機関。国際的に活躍する市民社会グループ。組織犯罪。グローバルに存在するテロの小グループ。そしてばらばらに進行する武力紛争。それらがとてもよく描き出すのは、完全に国家中心的な人権法には、依拠し続けることができないということである。

今日存在する形での人権法は、根強い垂直的な構造を持っているが、人権の効果的な保護と促進をもたらすためには、次第に不適當なものとなっている。

国家は権利保有者を、乱用を行う私人から保護する義務を負っているし、また、直接の水平的義務を認めるいくつかの例外的なケースも存在するので、非国家主体が国際人権法の領域の完全な枠外にあるわけではない。しかしながら、国際的な人権の保護は、国内で機能する人権保護のシステムに大きく依存している⁽³⁰⁾。このことは、国家が必要な資源と政治的意思を持った十分に力強いものであり、人権のためのプロジェクトを国家自身で実施できることを前提としている。そのような前提はしかしながら、次のことを無視しているように思われる。すなわち、国際的平面におけるすべての参加者の中で相互依存や相互関係が増大していることから生じている、国家の能力の崩壊や意思の欠如と、併せてそうした参加者⁽³¹⁾の超国家的活動を制御することが、国家にとって困難となっている事実とを、である。さらに、刑務所の運営・ヘルスケア・教育などの部門の民営化や、国際機関への権限の委託によって、諸国家は、政府の業務を意図的に非国家主体へと移転して自らの責任を免れている。

水平的義務に関して国際人権法及び国内人権法に広く見られる沈黙は、しかしながら、変わることなく存在している。すでに簡単に概観したように、国際人権法が人間の福利を守るために信頼できる有用な手段と見なされるためには、国際人権法は、状況の進展を跳ね返し新たな環境に適応できないような静的なシステムではなく、ダイナミックで常に発展し続けるプロセスとして理解されなければならない⁽³²⁾。またこの支配的とも言える法的沈黙は、18、19世紀のヨーロッパと北アメリカにおけるリベラリズムの強い影響に遡ることができ、そしてその影響がブルジョア革命とそれに続く人権の憲法的な保護の高まりへとつながった反面で、すべてを包含すべき権利を、国家の干渉に対する請求権だけへと縮小してしまったのであるが、そうした沈黙があることによって、私人の義務という概念がありえないものになってしまうわけではない⁽³³⁾。そうではなく、水平的な人権上の義務という概念が調和可能であると考えられるかどうかは、人権に対するアプローチによって、たとえば人権の意味と目的をどう理

解するのにかよって、究極的には左右されるのである⁽³⁴⁾。こうしたアプローチは、ひるがえって当然のことながら、人権の実務と対応する国際人権法の形成に影響を与えることになるだろう。

2. 現実生活の課題に対応するものとしての人権の重要性

2.1 人権の意味：人間の尊厳・平等・正義の追求

人権とは、文字通り個人が人であるがゆえに保有するものであると一般には理解されているし、幸いなことにそのことに反対する声も多くはないようである⁽³⁵⁾。人権には、それを正当化する基盤を与えることを試みる、多くの理論やとらえ方が存在する。その起源、意味、目的、用語法には、いくつかの基本的な違いはあるものの、そこから共通のテーマを引き出すことは可能である。すなわち人間は、人に特有の性質、つまりその尊厳を尊重することが要求されるという本質のゆえに、保護されるべきだということである⁽³⁶⁾。人間の尊厳をそのような概念形成的な方法で最初に組み立てたイマヌエル・カントによれば、この人間の特別な性質は、人間が自律して自らの目的を選択し、自らの行動に責任を取ることが可能な自由かつ理性ある行為者であることに由来するものである⁽³⁷⁾。カントは、尊厳を譲り渡すことのできないもの、「絶対的な内的価値」⁽³⁸⁾と考えたが、それは、人間という資格のもとにすべての人に備わるものであり、「手段としてのみ現存するのではなく、自分自身に向けられた行為においても、他の理性的存在者にむけられた行為においても、あらゆる行為においてつねに同時に目的として見られなければならない」⁽³⁹⁾ものである。古代にまで遡ることのできる、その他の哲学的、宗教的、政治的、文学的な思索は、尊厳について異なる見方を発展させたものの、そこには、「人間の尊厳が、共有された道徳性に関する受容された原理としての役目を果たすことを認める」ことへの「重

なり合う合意」⁽⁴⁰⁾が存在するように思われる。そしてそのことが、最終的に第二次世界大戦後の各国の憲法や現代の国際人権法につながる途を、見いだすこととなった⁽⁴¹⁾。世界人権宣言では、その冒頭の文章と有名な第1条（「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」）において、尊厳が顕著に特徴付けられているが⁽⁴²⁾、それが採択されたことは、それまでに発展してきた合意を反映するものであった。こうして今日における人間の尊厳は、その他すべての人権を生み出し形づくるための根底にある、「最高の（super）」⁽⁴³⁾価値であると一般に理解されている⁽⁴⁴⁾。人間の尊厳とその保護の重要性、並びにその基礎となる概念は、「権利が人間の固有の尊厳に由来する」と記す二つの国際規約や拷問等禁止条約の前文など、すべての主要な人権文書で繰り返し述べられている⁽⁴⁵⁾。欧州連合基本権憲章は、その第1編を、明示的に尊厳に充てている。そして、同じようにその概念は漠然としているが人間の尊厳とその保護に言及している国際的な法文書の採択、なかでも豊富な一連の国際人権法、そして引き続きその司法的解釈は、人間の尊厳の概念に不可欠な輪郭と行間の意味を与えてきた⁽⁴⁶⁾。

人権はこうして人間の中心に置かれ、すべての個人に、等しく尊厳のうちに生きる権利を与えている。このような人権の効果的な実現のためには、論理的には、人間の尊厳に影響を及ぼすあらゆる行為者に対しての請求という、広範な概念が示唆されることになる。こうした権利は、最低限、相互の寛容を要請し、あるいはカントが定式化したように、「すべての人間は、同朋の人間から尊重を受けるべき正当な請求権を有し、また反対に他の者すべての尊重を義務づけられる」のである⁽⁴⁷⁾。夫や父親による情け容赦ない打擲は、警官・学校教師・兵士による虐待と同じぐらいに、人間の尊厳に対する侮辱となる。そのことを否定するのは、シニカルな態度であり、問題の個人とその体験を見失ってしまうものであるように思われる。人権保護がそうした包括的な効果を持つことへの支持は、現在の政治道徳理論にも見いだすことができる。ほんの2、3

の例として、ジョン・ロールズ、チャールズ・ベイツ、アラン・ゲワースは、彼らの理論の基礎を、平等で相互的な私人の権利かつ／または義務という考え方の上に置いている⁽⁴⁸⁾。

さらに人権の系譜が示しているのは、さまざまな人権のとらえ方のすべてにおいて、力を与え解放するという性格が、共通の前提としてあることである。人権は、圧制を抑制し、力なき者を強くし、不平等を終わらせる⁽⁴⁹⁾。それは個人を活性化することによって行われる。個人は、それが実現されるのを待つ必要はない。権利は、個人が尊重されることを求めて、また無視された場合には説明と答責性を求めて、行使することができる請求である⁽⁵⁰⁾。従って一枚のコインの表裏のように、この尊重を求める権利は、同時に害をなす行為を自制する義務を伴っている。権利が論理的に、それに対応する義務を示唆するというのは、新しいことでも争いのあるところでもない。権利の享受・主張・行使が、自然人や法人、公権力やすべての者など、他の誰かに対する請求を意味するというのは、一般に理解されていることである。この論理は、明らかに人権にも当てはまる⁽⁵¹⁾。人権を、「全方面にわたる」保護を求める権利であり、社会的・政治的・経済的・文化的な文脈における人間関係を規律するものとして理解すること、そのためには、義務保有者として一つ以上の者が存在しうること、そしてそれらの者が負う義務が、射程と文脈において違ったものである可能性があることを認める必要がある⁽⁵²⁾。一つの権利は、必ずしも、相対する単一の義務のみを伴うわけではないし、権利保持者は必ずしも、単一の義務保有者との関係に限定されるわけではない。もちろんそれに続く問題は、誰を義務保持者と考えることができるのか、どのような行為を要求できるのかということである⁽⁵³⁾。人権が保護しようとする価値・利益・諸要素は、国家によっても非国家主体によっても同じように影響を受けるのであるから、個人は、そのすべてに対して請求ができなければならない。水平的な権利＝義務の関係は、人権の垂直的な適用において本来的に欠けている特徴によって、性格づけられる。

すなわち、人権上の請求に直面する国家は、その干渉行為を正当化するために、制限条項や逸脱条項を正当に行使したことを援用することしかできない。もし私人の当事者が人権上の請求に直面する場合には、自らの人権によって対抗できるかも知れない。そうした権利の衝突は、最終的には抵触する利益の衡量を必要とすることになり、その仕事は、通常は立法者が一般法規を起草する際に行うことである⁽⁵⁴⁾。

2.2 「全方面にわたる」保護としての人権

人権の「全方面にわたる」効果という認識は、こじつけでも革命的なものでもない。そうした認識のために必要とされるのは、ただ、人権のさまざまな哲学的・イデオロギー的な理解のまさに本質へと立ち戻ること、人権の起源を再考すること、そして、純粋にヨーロッパ中心のナリベラルと実証主義者のフィルター（それらが人権を単なる国家に対する請求であるとする、歴史上のそして法的な単純化に結びついてきた）を脱ぎ捨てることだけである⁽⁵⁵⁾。

この本質とは、言いかえれば世界中で時代を経て発展してきた異なる人権のとらえ方の中にある重要な共通の分母であるが、次のことである。すなわち、これらの権利は、それを正当化する根拠が何であろうと、政治的・経済的・社会的な権力に挑戦してそれを抑え、圧制とたたかい、そして「強者はできることを行い、弱者はしなければならないことを行うという考え」を拒否する手段として考え出されたということである⁽⁵⁶⁾。リベラリズムの父たちは、その著作において国家を強く重要視していたけれども、人権の全方面にわたる保護という論理は、ヨーロッパ的な思考にとって異質なものではなく、義務論的倫理学や自然法に関する諸論文において熟考されている。なかでも、人権を求める運動のために大きな影響力を果たしたとされるジョン・ロック（1632-1704）やイマヌエル・カント（1724-1804）がそうである⁽⁵⁷⁾。

ジョン・ロックは、すでにホブズによって組み立てられていた社会契約と

いう考えを用いながらも、そのアプローチは、仲間ともいべき哲学者〔訳注：ホブズ〕とは根本的に違っていた。というのは、ホブズは、1640年代の数々のイギリス市民戦争から受けた印象の下で、自然状態（たとえば国家権力の確立前の状況）を、無政府的で貪欲なものとして、また、あらゆる人が自己中心的にすべてに対する権利を守ろうとする恒常的な「万人の万人に対する闘争」として性格づけられるものとして、思い描いていた。その状況を終わらせるためには、人々は団結し、社会契約という方法で、平和と寛容を最終的に確立してくれるリバイアサンの専制的支配に自らの権限を委ねなければならないとしたのである⁽⁵⁸⁾。ロックは、生来的に破壊的である人間の本性というホブズの考えを拒否しただけでなく、偉大なるリバイアサンによる全体主義的支配をも拒否した。ロックの考えでは、個人は、政府ができる前の状態において、平等かつ自由に生まれ、自然権を賦与されている。その者たちは、「何人も他人の生命、健康、自由、所有を害すべきではない」ことを教える理性によって導かれている⁽⁵⁹⁾。自然状態では、「すべての人が、犯罪者を処罰する権利を持ち、自然の法の執行者となる」⁽⁶⁰⁾。富の蓄積は、社会的な不正義の増大という状況につながり、そのことが、社会契約への総体的な同意を通じて、人間が共同体を形成すること、また自らの自然権を守らせる執行権限を新たに確立した国家（body politic）に移転することを動機づける。自然権を守らせるためにそれを引き渡す、しかしながらそのことによって彼らは、その権利を放棄してしまうわけではない。その反対に、いまや武力の使用を独占する国家は、それらの権利をいかなる干渉からも保護することを義務づけられるのである⁽⁶¹⁾。もし政府が、この契約上の義務を実行しないのであれば、そうした政府は正当性を剥奪され、人々が解体することもできる⁽⁶²⁾。社会契約締結のまさに背景に存在する理論的根拠が、個人が他者の自然権享有に干渉することがあるということ、そして平和のうちの共存を確保するために個人が国家を必要とする、という認識なのである⁽⁶³⁾。

国家による権限濫用の危険性に多くの注意を向けるリベラルの理論は、それが生じた歴史的な文脈によって説明することができる。ジョン・ロック、トーマス・ホッブス (1588-1679)、ジャン=ジャック・ルソー (1712-78)⁽⁶⁴⁾、イマヌエル・カント、スチュアート・ミル (1806-73)、モンテスキュー (1689-1755) は、彼らの時代の出来事、すなわち残忍な絶対主義者の支配や数十年に及ぶ市民戦争、宗教戦争によって明らかに影響を受けていた⁽⁶⁵⁾。こうした背景のもとで、正義や人間の尊厳を追求する際に、彼らは、何よりもまず国家の変革、正当性ある統治、国家の意味と目的に考えをめぐらせていたのであり、非国家主体の行動に関する理論を形成することには、ほとんど注意を払っていなかった。しかしながら、こうした側面は顧みられないままであったわけではない。彼らは、経済的搾取、社会的抑圧、ジェンダー暴力、拷問あるいは不寛容のような、人間の苦悩や圧制の原因となる構造が他にも存在し、自由に対する脅威となることを十分に認識していた⁽⁶⁶⁾。このように彼らは、個人の自由が、いかなる形態でも外部からの干渉のない自律と自己実現であることを前提とし、そうした外部とは何よりも国家ではあるがそれに限られるものではないとしていたが、それは、教会、社会、そして個人自身も、同様に自由の実現に対して脅威を与えるからであった。それゆえ、自由とは無制限なものではなく、他者の自由のうちに存在してすべての個人に平等の尊重を与えるための、内在的な限界を持つものであった⁽⁶⁷⁾。国家の重要性は、秩序を維持し、個人の間での尊重を確実にするという、その確保の任務のうちに存在する。この目的のために国家は法執行権力を付与されているが、そうした権力は、国家を、人権の実施と執行に責任を持つ不可欠な守護者とするだけでなく、同時に人権に対する主要な脅威にもしてしまう⁽⁶⁸⁾。そのためこれらの権利は、個人が私的な関係の中での尊重を要求することを可能にするだけでなく、また、政府の権力を制限することによって国家組織から生じる脅威に対する盾ともなる。

簡単に言えば、人権の享有に対する脅威は、このように多くの異なる原因か

ら生ずるのであり、必ずしも国家というわけではない。しかしながら、国家は状況に応じて二重の役割を演じている。一方でそれは、ジョン・ロックが主張したように、本来のそして主要な人権の守護者としての役割である。他方で、「人権保護」の任務を実行するために現代国家が享受している特別かつ巨大な権力のゆえに、国家は、必然的に、人権と基本的自由の享有に対する重大な脅威ともなる。こうした権力を抑制するために、国家の権力は、個人の自由にも恣意的に干渉しないことが要求されて、憲法によって縛られている⁽⁶⁹⁾。強力な政府の専制政治に対する恐怖は、リベラルな理論家たちを、国家権力に対する厳格な制限を強調すること、そして、最終的には憲法に含められることになる、消極的な権利と自由を定式化することへと駆り立てた。この傾向は、18、19世紀、特にジェレミー・ベンサム（1748-1832）やジョン・オースティン（1790-1859）の思想の下に発展した法実証主義によって、さらに強められた。実証主義学派は、法を人間の契約と考えることから、国家の立法過程の中で明示的に立法化された規則だけを、法と考えることができるとする。そのため自然法、それとともに自然権の考えは、「大言壮語のナンセンス（nonsense upon stilts）」⁽⁷⁰⁾として拒絶された。すなわち、国家によって明示的に付与された人権のみが、結果的に、現実の権利として考慮される。そのような考え方は、必然的に、人権に関する国家の重要な役割をさらに強めることになる。こうした傾向の中で、引き続き立憲主義の潮流（18世紀のフランスやアメリカでの革命、そしてその後の19世紀のブルジョア革命を通じて誘発された）は、異なる名称の下にはあるが、人権を法律上の権利とした⁽⁷¹⁾。これらの「法の所産」は、その自律と自由とを政府の逸脱行為から守られるべき市民に対して国家が負うところの、純粋に「不干渉（hands-off）」の義務として定式化された。こうして、法実証主義は、人権のゆがめられたリベラルな理解や、存在感を増す自由放任（laissez-faire）の資本主義経済とあいまって、支配的となった人権の一次的な理解を率いていった。すなわち、常に干渉し高圧的である国家は、自由と財産権の享有を相当程度に

脅かすことから、人権の尊重を以て拘束されなければならないというのである。その結果として、市民の権利を尊重する義務を明示的に負うのは国家だけなので、その諸権利を侵害できるのも、国家機関だけだということになった⁽⁷²⁾。

人権のリベラルな概念は、私的自律の不可侵性をめぐって発展し、世界を公的分野と、外部の制限から自由な私的領域へと分断することに至らしめた⁽⁷³⁾。この私的領域の中で生じることは、国家による保護の範囲を超えるものだと考えられた。人権の配慮は、公的分野に限定され、ガラスの覆いで保護された私的な家庭に入っていくことは許されない。こうして労働者の搾取や家庭内暴力は、純粋な私的問題であるとして、国家による無関心が当然のこととされた。しかしながら、国家が家庭／私的生活に関してそのように自制しているというのは、まったくの虚構であったし、いまもそうである。リベラルな国家も、調和と平和のうちにある生活の保障をまさに目的とすることから、私的な関係性を、家庭・婚姻・離婚・監護権・財産・相続に関する法を通じて規律したし、いまもしているが、そうした法は、女性に対して極めて差別的であったし、いまもお差別的である⁽⁷⁴⁾。

3. 嫌われ者 (bête noire) としての公／私の分断

人権の憲法的保護に関する自由主義の公理である公／私の二分法、そして、それに付随して非国家主体を人権の名宛て人から排除していることは、多数の異なる方面から集中砲火を浴びるようになった。マルクス主義者、またずっと最近になってフェミニスト理論、そして人権擁護者が指摘したのは、自然法の考察に基づく自由の概念が、すべての人間は自由かつ平等に生まれるという誤った想定をしてきたことである。現実にはしかし、特権を持つ者とそうでない者、社会的・経済的・政治的に力を持つ男性と常に抑圧された女性との間の、重要で制度的な、相違や不平等によって性格づけられている⁽⁷⁵⁾。

同じような考えから、リベラリズムの最も影響力ある提唱者の一人であるジョン・スチュアート・ミルは、国家の、社会の、そして他の個人に加えられる個人の権力を制限するための立論を行うにいたった。「自由論」においてミルは、自由に対する正当な制約の根拠としてのいわゆる「危害原理 (harm principle)」を精緻化する際に、この原理が政府や社会と個人との関係だけでなく、水平的にも、特に「横暴な (despotic)」夫と妻との関係、両親と子どもとの関係にもまた、適用されることを主張した⁽⁷⁶⁾。ミルの考えはしかしながら、その後の人権法には反映されなかった。そのため、個人の自律という聖域をめぐって発展し、厳格な公／私の分断を要求する人権法のこうした狭い概念は、女性、子ども、(家事)労働者の「私的な」被害を受け入れるものとはならなかったように見える。

さらに、公と私の領域を分断する境界線は、さまざまなイデオロギーに引きずられて、常に変動しているように見える。重大な変動は、福祉国家の出現とともに生じ、そこでは国家が、市民の社会的、経済的な福利の促進と保護のための主要な責任を引き受けるようになった。この発展は、それぞれの領域の中での国家の規制権限を強めただけではない。国家は、一歩ずつ、かつては「私」の手に委ねられていた部門の運営を、社会をうまく機能させるためにいまや不可欠であるという考えから、自ら開始するようになった。こうした到達点に対し、最大限の柔軟性と官僚主義ゼロを要求するものと今日理解されている新自由主義は、それを大規模に覆すことを呼びかけた。それに続いて、公的サービスや公共事業の規制緩和や民営化が、道路・「公共」交通・電力・水道・教育・ヘルスケア・拘禁施設の運営などで行われ、そのことがさらなる変動の原因となった。これらの絶え間ない変化は、公と私の領域の間の境界線が、いかに恣意的なものであるかをきわめて明白に例証している。そして、刑務所の運営のような特に人権にセンシティブな事柄に関して特に関連性を持つ、もう一つの不可避の問題があらわとなっている。すなわち、サービスの提供者の性格が公

から民間へと変化してきたことが、個人の人権保護を喪失させることを伴うものであってはならないということである⁽⁷⁷⁾。しかしながら、人権法とその執行メカニズムに関する、単線的な国家中心主義への信奉が、「民営化された」人権侵害の被害者にとっては、正義へのアクセスを阻む重大な障害となる。加えて民間領域への任務の委譲は、国家の三本立ての義務にも変化を与えることになり⁽⁷⁸⁾、そこでは国家の尊重の義務が停止し、国家の保護する義務が、人権にセンシティブな行動を実施する際の民間業者に対する、より厳格な監督責任へとなっていく⁽⁷⁹⁾。すなわち国家は、人権を保護し、人権の完全な実現に向けて漸進的に努力するための、総合的な積極的義務を、完全に捨て去ることはできないのである⁽⁸⁰⁾。

これらの考察は、私的生活を保護すべきことに、疑問を投げかけることを意図するものではまったくない。私的生活の保護の基底的重大性は、主要な人権諸条約でも保障されているように、言うまでもないことである。プライバシーと個人の自律への権利は、グーグル・アマゾン・フェイスブックが膨大な数の個人利用データを蓄積している世界において、また、女性の生殖への権利やLGBTの権利が引きつづき脅かされている世界において、最大限の重要性を持っている⁽⁸¹⁾。再考されなければならないのは、人権を個人と国家との間の関係に制限している公と私の分野の区別であるが、そうした再考によって私的な行為者も人権上の義務の保持者として受容されなければならないのである。伝統的な理解は、依然として政府の考え方に影響を与えているようであり、その結果として私的な生活は、家庭内暴力、名誉殺人・強制結婚・女性器切除を含むあらゆる形態の女性殺害 (femicide)、家事労働者のような問題とともに、国家の介入を免れている⁽⁸²⁾。

それゆえ公／私の区別は、何人かの学者が示唆してきたように、権利が侵害されたかどうかを判断するための、単なる「説明用の」道具に止められるべきである。私的な関係においては2つの対立する権利が衝突し、たとえば情報へ

の権利がプライバシー権と対立するかもしれないが、公的な領域においては、国家は対立する人権を援用することはできず、[訳注：情報への権利に対する]特別な考慮に基づく秘密保護の必要性に依拠できるにすぎない⁽⁸³⁾。

4. ダビデとゴリアテ：力の不均衡問題と人権

力の不平等に対する闘争は、人権の歴史を通じた共通の特徴として存在する。こうした力の非対称性には、さまざまな起源があったし、いまもある。インドでは、19世紀のイギリス統治時代が始まるまで、その不均衡が強力な非国家主体から生じていた一方で、ヨーロッパでは、18世紀の諸革命の中でブルジョアジーが、正義を求め、主に政治的参加と国家権力のために奮闘していた。奴隷解放運動は、奴隷をその主人から解放することをめざしていたし、工業化に伴って搾取されるようになった労働者は、労働者の権利を要求した。人権は、いつもこのように、権利保有者に力を与えることを中心としていた。

このように人権の理念の基礎にある正義の観念は、権力を制限する必要性に深く関連していて、その権力は、政治的・法的・社会的・文化的・経済的のいずれであるかを問わない。そのため人権のシステムは、強者に対して弱者を保護するための道具と見ることができる⁽⁸⁴⁾。もちろん国家の至高権力は、法的また政治的な装置・立法権限・裁判所や警察部隊を伴っていて、非国家主体による事実上の社会経済的な権力とは異なっている。このことはまた、国際人権運動が当初から国家に焦点を置いてきた理由を、説明するかも知れない。国際的な機関は、そうした国家を監視し、義務を適切に果たさない場合には国家に責任をとらせるために設置された。国際法律家たちは、個人の福利を保障するためには、こうした監視があれば十分だと想定しているように思われる。

こうした古めかしい想定は、国際社会が今日直面している重大な力の不均衡によって、もはや維持できないことが明らかとなっている。その強力さによっ

て国家と競合し、国家を小さく見せてしまうような能力や影響力を持つ非国家主体、その出現によって生じている権力における再分配が、注意深く観察されてきたし、もはやそれは珍しいことでもない。こうした新しい事態は、一夜にして起こったものではないし、グローバリゼーションがもたらす単なる偶然の副産物を、はるかに超えたものである。福祉国家の成果を疑問視し、柔軟な経済を要求する新自由主義の政策は、きわめて意図的に、規制緩和と国家権能の非国家主体への外部委託を想定していた。委託された権能によって権力が始まり、権力によって支配する能力が始まる。こうした新しい事態を見て、批評家の中には、主権国家の終焉により国際法秩序において不可侵とされるウェストファリア体制が没落したと、あるいは、劇的な表現を抑えてより正確には、国際関係の「中世への逆戻り (medievalisation)」であると宣言する者もある⁽⁸⁵⁾。したがって、我々は、中世の封建制ヨーロッパと同じように、権力が重要なさまざまな主体に分配されて、国家が部分的な支配能力しか持たない秩序に直面しているのである⁽⁸⁶⁾。こうした新しい事態によって人権の効果的保護と実現に決定的な影響がもたらされるという認識もまた、なんら衝撃的なニュースというわけではない。

こうした新しい事態には、多くの要素が、とりわけグローバリゼーションの牽引力が、寄与していると言われる。グローバリゼーションの高度に複雑で不透明で捉えどころのない、相関的で越境的な統合のプロセスという現象と、また増大する相互依存関係は、それに含まれるいくつかの構成要素によって最も良く描写できるかも知れない。すなわち、民営化・貿易自由化・経済的な規制緩和・増大する国境を越えた取引、技術革命と移民・観光業の増加によるところの社会文化的な交流、そして驚くほどの資源を携えてますます国際・国内における国家の政策に影響を与えている有力な国内企業や超国家企業 (TNCs) の急成長などである⁽⁸⁷⁾。これらの諸側面はそれぞれに、疑いの余地なく国際人権法の支配的で保守的な前提にとって悩みの種となっているし、とりわけ、健康・

水道・教育・監獄・警備サービスなどの民営化，超国家企業の激増，貿易自由化，外資の誘引競争がそうである⁽⁸⁸⁾。政府と非政府の領域をわける境界線が常に移動しているだけでなく，新しく不鮮明な権力関係が，それに対応する答責性のメカニズムを持つことなしに展開している。さらに国際関係におけるこうした新しい状況に寄与してきたのが，国際組織における絶えることのない機能の拡張（いまや広範な国家類似の任務を担当して，特に人権に影響を与えやすい分野に入り込んでいる）と，強力な武装反乱集団（領域と住民のかかなりの部分を支配し，重大かつ組織的な人権侵害を行う力を持つ）に関わる国内武力紛争の増加である。決定的なのは，知覚されるようになったこれらの構造変化によって，伝統的で一次元的で国家中心的な国際人権法のパラダイムの正当性に対し，疑問が投げかけられていること，そして，実際には常に不可欠の理論的構築物とされていたのかもしれない「国家の全能性（omnipotence of states）」が，劇的に解体されつつあるということである⁽⁸⁹⁾。

5. 非国家主体に対抗する人権を実施することへの消極性

5.1 非国家主体からの人権の脅威に対処する国際法

国際法と国際人権法は，いずれも長きにわたって，潜在的に害をもたらす私的な主体に対して注意を払い，さまざまな程度と形態を以て，私的な行動の規制を十分に考慮してきた。たとえば，人道・政治・経済の入り交じった考慮の下に，諸国家は，19世紀後半になって奴隷制や農奴制の問題に取り組むようになった⁽⁹⁰⁾。1815年のウィーン会議では，すでに，少数ではあるが国々によって奴隷制と奴隷取引の廃止が宣言された⁽⁹¹⁾。多くの多国間・二国間での試みは，最終的に，同朋たる人間に対する人間による，こうした最もひどい経済的搾取の廃絶をめざす，1926年の奴隷条約と1956年の同補足条約へとつながって

いった⁽⁹²⁾。イギリスによる奴隷制反対のための努力は、奴隷取引を禁止する二国間条約を執行するための特別の国際裁判所の設立にまでつながっていった⁽⁹³⁾。こうして、奴隷制・農奴・強制労働の禁止は、古典的な市民的権利として、すべての主要な人権条約に見いだすことができるが、それらが規制することを意図したのは、国家をではなく私人の行為であって、そのため明白な水平的効力を持っていた⁽⁹⁴⁾。上記の二つの条約の文言は、しかしながら、その間接的な性格を示している。1926年の奴隷条約は、締約国に対して「奴隷取引を防止し、かつ廃止すること」並びに「あらゆる形態の奴隷制の廃絶を漸進的かつできるだけ早く完了させること」を求めており、もう一方の補足条約は、さらにもう一つの国家の義務、すなわち奴隷取引と奴隷制の犯罪化を行う義務を追加している⁽⁹⁵⁾。私人の義務を発生させるためには、国家がそれに対応する立法を行わなければならないのだ。

1948年のジェノサイド条約第3条は、さらに進んで、国際犯罪としてのジェノサイドが国家機構に付属していない個人によって実行されることを認めて、個人に対し直接にジェノサイドを行わない私人の義務を課している⁽⁹⁶⁾。明文を用いた同じ傾向として、1973年のアパルトヘイト条約は、アパルトヘイトの実行が、国家の機関として行われるかどうかを問わず、個人が国際的に責任を問われる国際犯罪となることを宣言している。しかしながら、海賊行為とおなじであるが、これらの犯罪の法執行は、国家に委ねられている。

ジェノサイド条約の採択からわずか1日後の1948年12月10日に、世界人権宣言が、「社会の各個人及び各機関が、……これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進する……ように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」宣言された。この文書は、基本的な市民的・政治的・経済的・社会的・文化的諸権利の長いリストを含んでいるが、対応する義務保持者は明示されていない。そうしたアプローチは、この宣言が何者かを拘束する意図を持たない、純粋に声明的な性質のものであるため、義務保持者へ

の言及は省かれたという事実によって説明できる⁽⁹⁷⁾。そうであれば再度、この権利リストは、可能性のあるすべての侵害者に向けられた請求権を提供したものと理解することができる⁽⁹⁸⁾。その第1条は、明らかにカントの人間の尊厳概念に触発されたものであるが、すべての人間が「互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」ことを求める相互尊重を確認しているらしいという読み方の、支えとなり得るものである。30カ条の最後の条文には、「この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない」と定められている⁽⁹⁹⁾。この宣言の用語法が示唆するのは、起草者が、相互的な寛容と自制を伴う道徳哲学からそれらを導きだし、私人の側から生じる危険を十分認識し、そのため水平的な義務が関係してくることを受け入れていたということである。国連人権委員会の起草委員会は、起草過程のすべてを通じて私人の義務を含めることを気にかけていたが、そうした義務は、わずか数ヶ月前にラテンアメリカ諸国とアメリカが非常に直截的な形で受け入れていたものであった⁽¹⁰⁰⁾。1948年5月の「人の権利及び義務に関する米州宣言」は、そのタイトルが示すように、権利を規定するだけでなく、その1章全部を義務に充てている。その中には他者の人権への尊重を要求する義務もあり、また、法に従う義務など、個人が地域社会や国家に対して負う義務を定めるカテゴリーもある⁽¹⁰¹⁾。その前文は、世界人権宣言のように、個人が「互いに同胞の精神をもって行動すること」を要求し、また、義務の重要性を一般的に説明している：「各個人による義務の実行は、すべての者の権利の前提条件である。権利と義務は、人間のあらゆる社会的及び政治的活動において相互に関連している。権利が個人の自由を讃える一方で、義務はその自由の威厳を表している」。

国家に対して負う私人の義務には、潜在的な危険性、すなわち人権制限を正当化する理由を政府に与えてしまう危険性があるが、そのために世界人権宣言

の起草委員会は、義務という用語を最小限とすることにしたようである。その第29条1項だけが、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。」と述べて、明文で私人の義務に言及している。起草者は、平和でうまく機能する社会の実現のためには水平的義務を課すことが不可欠であると考えていたけれども、結果的にそれは、国内の立法者に委ねられることになった⁽¹⁰²⁾。そのため第29条2項は、以下のよう規定された。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

5.2 人権の第一の守護者としての国家：ロックの願いはどう実現するのか

主要な人権条約を採択した際、国際社会は、少なくとも大きく見れば、私人の義務に関しては沈黙のアプローチを受容した。こうして国際人権の条約法は、すばらしい人権リストをまずまずの一般的な形で宣言しながらも、自らは主に監視の役割を引き受けるにとどまり、その実施と執行に関しては、強く国家に依拠している⁽¹⁰³⁾。国際人権条約は、そこに記された人権規範を実施し執行するために、もっぱら国家に対して義務を課している。こうした国家中心的な焦点が置かれているのは、なお不可侵とされる国家主権（国家はその規制権限をいまだ国際社会に移転しようとはしない）と、そして、頑固に残っている国家に対する請求としての人権という狭い概念によるものである。しかし同時に、まったく実地的な理由もある。国家は、大筋において、権利と対応する私人の義務を設定し、うまく形にして執行するための、よりよい装備を持っている。つまり国家は、対象となる人々のより近くに存在し、その領域内の経済的・社会的・

文化的状況をわかっていて、理想的には民主的な正統性と政治的な答責性を持っていることから、第一次的には国家に依拠することが十分に正当化されるのである。さらに国民国家は、国際社会には夢見る対象でしかない資源を、通常の場合は保有している。それゆえ国際法は、非国家主体の行為に対する規制する任務を国家に任せることとし、国内法その他の適切な措置を通じた介入を国家に要求することとして、自らを間接的な水平的義務を通じた規制にとどめているのである。

ロック主義者が政治哲学を貫くものだと主張するように、国家が存在する理由の大部分を、人権の「保全 (preservation)」に見いだすことは、新しいことではなく今日では広く受け入れられている。しかしながら、その義務の具体的な内容と射程は、総合的で包括的な概念を欠いているために、けっして明快なものとはいえない。人権条約が保護する義務をさまざまなやり方で策定し、またそれら条約の監視機関がそれをさらに精緻化し特定するという、断片化された状況のために、複雑で入り組んだ数々の手段がもたらされている。加えて、そのような義務がすべての人権に関して適用可能かどうかという問題をめぐって、国際法の学説には、なお一定程度の分裂がある。すべての権利が原則としてそうした義務〔訳注：保護する義務〕をもたらずと主張する者がある一方で、他の者は、公正な裁判や投票への権利などいくつかの権利は純然として国家に対して向けられているので、そこには内在的限界があると考えている⁽¹⁰⁴⁾。

無難に想定できるのは、私的な当事者による侵害から保護する義務とは、一般には国家による積極的な行動を、予防的にも事後救済的にも、要求するということである。言いかえれば、国家は、介入できるのに傍観していた場合に、責任があるものとされる。しかしながら国家は、必ずしも常に行動をとることが要求されるわけではない。というのは、そのことが一方では国家にとって過剰な負担となり、他方では過度に介入的な国家組織につながってしまうからである。そのためこの義務は、結果というよりも、行為についての義務と理解さ

れ、相当な注意 (due diligence) を以て責任を果たすことを国家に要求する⁽¹⁰⁵⁾。国家が人権享有に対する真のリスクを知りまたは知るべきであったのに、すべての合理的かつ適切な措置を取らなかった場合にのみ、国家は、その保護する義務に違反することになる⁽¹⁰⁶⁾。

非政府による脅威や侵害に対して人権を保護するための、国家のこうした「相当な注意」義務が示すのは、私的な領域において国家がどのような積極的、規制的行動を取ることを要求されるのかということである。国際法と人権法に関する純粋に国家中心的な隊列に忠実である多数の国際法律家たちは、人権享有に対する私人による脅威に対処できるのは、国家責任の枠組を通じてのみであり、その理由は、非国家主体が人権を遵守するように拘束されていないし、拘束することもできないためであると主張する。そのため、人権上の請求をうまく行うためには、非国家主体の行為が、ILC[訳注：国連法委員会]の国家責任条文に従って国家に帰責されることを証明しなければならないことになる。この帰責論の枠組に従えば、国家は一定の諸条件の下においてのみ、つまり非国家主体が政府の権力や権限を行使する場合であれば、たとえ与えられた権限を逸脱したものであっても、その私的な主体の活動について、国家に責任があるものとすることができる。そのようにして帰責される行為は、基本的に政府の行為とみなされる⁽¹⁰⁷⁾。ILC 条文の下で国家に帰責できない、純然たる非国家主体の活動の場合には、保護する義務を国家が懈怠して果たさなかったことを、示さなければならないだろう。

他方でこの「相当な注意」の法理は、非国家主体の行為が、人権にとって有害となる可能性があり、規制されなければならないことを暗に認めている⁽¹⁰⁸⁾。より明確な枠組を与えるならば、この義務は、非国家主体が人権を尊重するように拘束されていること、またはそのように義務付けられるべきことを前提としおり、そして、私的な主体がどのように相互に行動すべきかに関する国際社会の期待に、光を当てるものである⁽¹⁰⁹⁾。

非国家主体と人権

すべての主要な人権条約は、異なる程度の仕様においてであるが、非政府の主体による干渉から人権を保護する義務を是認している。二つの国際人権規約はその前文において、「個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有すること」を承認してはいるが⁽¹¹⁰⁾、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2条は、当事国についてのみ義務を策定し、「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、……この規約において認められる権利を尊重し及び確保する」ことを要求している⁽¹¹¹⁾。この「確保する義務」は、一般に、非国家主体から人権を保護する義務を含む、積極的義務を包含するものとして理解されている。興味深いことに、まさに同じ条文の第3項は、「公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置」を受ける権利を規定していて、侵害が非政府の、純粹に私人の行為から生じること承認しているように見える⁽¹¹²⁾。

保護する義務の重要性は、自由権規約委員会が次のように述べて再確認したところである。

規約の権利保障のために締約国に課せられる積極的義務は、国家によって個人が保護されなければ一すなわち、それは、単に政府高官らによる違反からだけでなく、規約の権利が私人間に適用される場合において、規約の権利の享受が損なわれる場合、かかる行動をとった個人や団体からの保護がなされなければ一完全に実施されたことにならない。締約国が、ある措置を許可したり適当な措置を怠ったりした結果、もしくは個人や団体が引き起こした被害に対して、防止、処罰、調査、原因の除去等といった法的手続きの不作为の結果、締約国は、[自由権規約]第2条が課している規約の権利保障義務に違反したとして問題となる場合もあるだろう⁽¹¹³⁾。

加えて、自由権規約の個々の権利のいくつかは、「法律による保護」を明示的に要求している⁽¹¹⁴⁾。同様の一般的義務は、子どもの権利条約、ヨーロッパ人権条約、また対応する米州の条約に記されている⁽¹¹⁵⁾。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約で運用されている条文では、冷戦下の深いイデオロギー上の分裂を思い出させるもっと弱い文言が採用されているが、その文言は国家に、「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、……行動をとる」ことを求め、この文言もまた、保護する義務を発生させると考えられている⁽¹¹⁶⁾。国連の二つの差別禁止条約は、より意識的かつ確信的な方法で私人の行為の規制を扱っている。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約は、差別が「政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野」で発生することを認めながら、各当事国に「自国の管轄の下にある領域におけるこの種のすべての慣行を防止し、禁止し及び根絶すること」を求めている⁽¹¹⁷⁾。この条約の第5条(b)は、身体の安全への権利によって「暴力又は傷害(公務員によって加えられるものであるかいかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。)に対する……国家による保護」が要求されることを定めている。同じ条項で、人種差別撤廃条約は、「輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する」ことに関する私的な行為の規制を政府に求めることにより、その保護のネットを私的な領域にまで明示的に広く拡張している。女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約も、同じように「政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野」へと拡張して当事国が取るべき措置を詳しく述べているが、そうした措置には、法律その他の適当な手段の採用、女性に対するすべての差別の禁止、個人、団体又は企業による女子に対する差別の撤廃をめざすことなど、一般的な言い方も具体的な言い方もある⁽¹¹⁸⁾。EUの反差別指令も同様に、私人の行為をどのように規制すべきかについての洞察を与えてくれ

る⁽¹¹⁹⁾。

こうした積極的義務という文脈において、国際労働機関（ILO）が発展させた労働基準の包括的な規範枠組みにも触れないわけにはいかない。ILOは189の条約を採択してきており、それらは、強制労働・児童労働・労働者の権利・労働安全衛生のような問題を含む労働基準について定めており、対応する国内法の採択を十分に特定されたやり方で、国家に対して義務付けている⁽¹²⁰⁾。それらのとても詳細な条項は、会社が従業員に向けてどう行動することが期待されるのかを示している。

かなり漠然と規定されたこれらの条項は、人権条約の実施や私人による脅威からの保護のために不可欠とされる国内的インフラを設置する際に、国家に相当程度の評価の余地を与えているか、あるいは、一定程度特定された条項によって国家に、私人の行為を規制するための特定の立法その他の措置を取ることが義務付けている。さらに条約監視機関は、長年にわたるその決定・一般的意見や勧告・最終的な見解や総括所見の中で、条約の水平的効力の下に存在する国家の積極的な義務を肯定してその内容を具体化し、また、非国家主体が有害な存在となる危険性を確認してきている。したがって、国家は一般的に、侵害を防止すること、また侵害がある場合には、実行行為者を特定して適当な場合には裁判に付するために、速やかに・完全に・公平にかつ効果的に調査を行うことのために、適当な立法、行政その他の措置を取ることが要求される⁽¹²¹⁾。さらに国家は、人権侵害の被害者であると主張する者のために、適切な賠償を含む効果的な救済への、平等なアクセスを提供しなければならない⁽¹²²⁾。経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、他の条約機関が国家の保護する義務に注意を向けてきた一方で、いくつかの機会にその一般的意見において、さらに進んで社会経済的権利の効果的実現に関する第三者の責任、特に私的なビジネス部門の責任を扱っている。最近では、同委員会は、「国家以外の主体の義務」と題して、それを行ってきている⁽¹²³⁾。食料への権利に関して同委員会は、以

下のように判断している。

「国家のみが規約の当事者であり、従ってその遵守に最終的に責任を負うとはいえ、社会のすべての構成員一個人・家族・地域社会・非政府組織・市民社会組織・民間営利部門一が、十分な食料に対する権利の実現に責任を負っている。国家は、こうした責任を果たすことを促すような環境を提供するべきである。国内及び多国籍の民間営利部門は、当該国政府と市民社会との間でともに合意に達した、十分な食料に対する権利の尊重につながるような行動綱領の枠内で、その活動を展開すべきである。」⁽¹²⁴⁾

さらに同委員会は、国家が「食料に対する他人の権利を侵害することを防止するために個人又は集団の行動を規制しないこと」が人権侵害となると述べる時、私的な主体が人権を侵害することができることを暗黙のうちに主張している⁽¹²⁵⁾。

5.3 非国家主体に対抗する人権の国内レベルにおける執行

国内レベルにおける人権の保護は、人権の効果的な享有に不可欠なインフラを設けながら、複雑にからみあったさまざまな手段を通じて実現されるのが理想的である。私人の義務に関して、第一の源となるのは、刑事法、労働法、家族法、社会法、会社法、私法、環境法、行政法などの国内立法である。これらの通常の法律は、対応する条約が目的とする人権を、実質的に扱っている（扱うべき）法律上の権利・義務を提供する。たとえば刑事法は、他の国内法と同様、通常は明示的に人権に言及することはないし、また、刑事法自体は、現代の人権の動きに先立って存在するものである。けれども刑事法は、身体の完全性・健康・自由・プライバシー・名誉・財産など、人権文書に記された価値や利益のいくつかを保護するものである。こうして通常の法律は、国内レベルで人権

を執行するために、一定のあり方で行動すべきことを個人に義務づけ、また義務に対応する法的権利のために、民事法・刑事法・行政法の手続や機関を提供している⁽¹²⁶⁾。

さらには、相当な数の国々において、私人による脅威に対する保護は、特別な法律条項を用いて、あるいは憲法にすら規定され、それによって通常法律よりも高い法的地位が認められ、特別の保護が要求されるようになっている⁽¹²⁷⁾。比較法的な検討が示しているのは、そうしたアプローチを概念化し具体的に実施する方法が、異なる国内法制度に応じて相当程度に異なるということ（人権を私人の関係に直接的に適用するものから、実に多様な間接的適用の諸形態まである）、そして、そこでは裁判官が、憲法上の権利や価値に適合するように、法を解釈し、適用し、発展させていることである。実際にどのアプローチがとられるかは、その国の法構造を形づくっている歴史や法慣習に依存している⁽¹²⁸⁾。古典的・教科書的に用いられる、より抑制的で間接的なモデルの例は、人権の「第三者効力 (*Drittwirkung*)」である。この理論は、基本的権利が第一次的に市民と国家との間の「防衛的」権利であることを前提としながら、ドイツ基本法 (*Grundgesetz* of 1949) は、すべての法制度に浸透する価値のシステムであるとする。この憲法的な価値は、私法のすべての分野に「放射 (*radiate*)」されて、法の憲法適合的解釈を国家機関としての裁判官に要求するものと理解される⁽¹²⁹⁾。フランス・インド・アイルランド・イタリア・ナミビア・南アフリカ・スペイン・スウェーデンでは、憲法においてまたは国際的に記された人権には、さまざまな形態と程度において、直接の水平的効力が与えられている⁽¹³⁰⁾。インドの基本権をめぐる状況は際立ったものであり、他に例がないほど明確な方法で、私的団体の人権上の義務を扱っている。1950年に発効したインド憲法は、いくつかの例外はあるものの、基本権が、国家と非国家主体を同様に拘束することを予定していた。そのためこの憲法は、すべての者の福利を促進するために、また、社会文化的な伝統に深く根ざす不平等や「不可触賤

民」・人身取引・強制労働のような世代から世代に受け継がれる長年にわたる差別的慣行を覆すために、人権が私的な領域にまで浸透すべきことを承認する⁽¹³¹⁾。1996年の南アフリカ憲法は、直接的及び間接的な水平的効力を明示的に与えているが、そのことは、アパルトヘイトが私的な領域において続くことに対する多数派の恐怖のためであると説明できる。そのためこの憲法の第8条2項は、「権利の性質及び権利によって課される義務の性質を考慮して、(その権利が)適用可能であれば、その限度で」、非国家の行為に対して憲法上の権利を結びつける⁽¹³²⁾。1998年のイギリス人権法では、同様に明文上、「公的な機能 (functions of a public nature)」を持つ非国家主体は、その行為が純粋に私的なものでなければ、同人権法を尊重することを義務付けられる⁽¹³³⁾。アイルランドでは、憲法上の権利は、私人間においても直接に作用する。同国の最高裁判所は、憲法上の権利に関する非国家主体に対する請求原因を概念化して、しばしば「憲法上の不法行為」と表現し、その請求原因の行使は、私法上の救済が存在しない場合に正当化される⁽¹³⁴⁾。

このように、国内での人権の保護について通常示される、個人と国家との垂直的關係のみを対象としているとのイメージは、法的な現実を十分に反映したものではない。しかしながら同時に、前述の国々において憲法に記された、権利の私的な領域への拡張は、白熱した論争を引き起こしてきたことも認めなければならない。全般的に言えば、「垂直主義」への信念は、私人に対する人権上の義務づけが個人の自律への不当な干渉となるというよく見られる主張に加えて、いくつかの共通の理解に基づいているように思われる。一般的に、憲法上の権利の「私人化」は、法的確実性を危うくすることにより、既存の秩序をはなはだしく不安定化させる効果を及ぼすと考えられている。とりわけ、[訳注：そうした「私人化」によって]競合する人権のバランスをとる任務を裁判官に委ねることになること、そのためこの[訳注：任務を行う]権限を議会から法廷に移転させてしまうことに対しては、多くの懐疑論が提起されてきた⁽¹³⁵⁾。

私人側から生じる人権の脅威に対抗するために見られる、国内レベルでも一つの潮流は、非国家の実体を相手とする人権上の請求のために、国内裁判所の管轄権を開放することである。国際機関の場合には一般に国内裁判所で幅広い管轄上の免責を享受していることから、国内法のシステムによって効果的な執行手段を提供できるのは、その他の種類の非国家主体に対するものでしかない⁽¹³⁶⁾。この関係では、1789年の外国人不法行為法(ATS)の下、アメリカの裁判所で増大している人権侵害に対する民事訴訟について触れざるを得ないし、特に、ブラックウォーター社・シェブロン社・コココーラ社・エクソンモービル社・シェル社・テキサコ社・ユノカル社などの企業主体に対する訴訟がそうである⁽¹³⁷⁾。長らく眠っていたATSは、画期的な1980年のフィラルティガ対ペナ・イララ事件の判決によってよみがえり、その後30年にわたって、世界中で行われたあらゆる種類の非政府主体による国際法違反のために、アメリカの裁判所の域外管轄権を認めるものだと理解されてきた⁽¹³⁸⁾。こうした理解は、引き続き論争の対象とはなっていたが、域外適用否定の推定則を援用した2013年4月の連邦最高裁判所決定によって覆された。今後、ATSの下での請求は、問題がアメリカ合衆国に「十分な影響力(sufficient force)」を以て影響を及ぼし、関係していなければならない⁽¹³⁹⁾。これまでにアメリカの裁判所は、中でも、拷問及び残虐な、非人道的又は品位を辱める扱い、戦争犯罪又はジェノサイド、奴隷取引、奴隷制、強制労働について、企業に対しても訴追可能であると認定しており、そしてそれによって、企業が人権を守らなければならないという意識を高めることに、疑いの余地なく寄与してきた⁽¹⁴⁰⁾。

6. 直接の水平的義務の国際法における稀有性

国際人権法は、すでに触れた理由によって、非国家主体の行為に直接の義務を課す代わりに、依然として、国家に私的主体の規制を義務づけることによ

て間接的に対処する傾向にある⁽¹⁴¹⁾。事実上、人権の水平的義務は、見えなくなっている。非国家主体に対する人権上の水平的義務を目に見える形で規定しようとする努力は、国家の同意を得られないために、これまでのところ失敗してきた。

アフリカの人権システムは、人権の世界において少々はぐれ者となっている。「人及び人民の権利に関する人権憲章」は、1948年の米州人権憲章と同様に、家族、社会その他法的に承認された地域社会と国際社会に向けた、私人の義務に関する特別な章を持つことを特徴とし、そのため、他のいかなる人権条約に比べて、権利と義務との相関関係をより強く際立たせている⁽¹⁴²⁾。その第28条は、明示的に、「全ての個人は、その同胞を差別なく尊敬しかつ思いやり、並びに相互の尊敬及び寛容を促進し、保護しかつ強化することを目的とする関係を維持する義務を負う」〔訳文は、岩沢（注20）より〕ことを求めている。「子どもの権利及び福利に関するアフリカ憲章」も、同じように直接に、子どもに向けた義務を父母その他子どもに責任ある者に課し、また、父母に向けた義務を子どもに課している⁽¹⁴³⁾。「アフリカの女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」（当事国のみに義務を課すものであるが、女性器切除、強制結婚、女性に対する暴力のような、私人によるまた私的な領域における脅威を明確に対象としている）と併せて、これらの文書が示しているのは、人権の支配的な理解における公／私の二分法が、そして個人の義務を明確に拒絶する典型的な主張が、「アフリカの」人権理論と衝突するということである⁽¹⁴⁴⁾。

「子どもの権利及び福利に関するアフリカ憲章」と同様に、子どもの権利に関する条約も、父母と法定保護者の子どもに対する責任を明文で想起している⁽¹⁴⁵⁾。「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」には、人権の水平的義務の若干弱められて漠然とした枠組を見いだすことができるが、同議定書は、「武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用し又は敵対行為に使用すべきではない（should not）。」と規定している⁽¹⁴⁶⁾。「shall」ではなく「should」を用いていることについては、

それが法的拘束力ある人権上の水平的義務を与えようとするものであるのかどうかをめぐって議論がある。その議論で指摘されてきたように、この条約の人道的な性質、前文での武装集団の責任への言及、そして「いかなる状況においても」という強い文言の使用によって、それは法的義務を設定するものと読むことができる⁽¹⁴⁷⁾。

国際刑事法は、支配的であった〔訳注：私人の義務に関する〕欠落を著しく緩和した。現代の国際人権法の動きと同じように、それは、ホロコーストや第二次世界大戦に対する反応の動きであった。心に傷を残すこれらの出来事があるにわらわにしたのは、そうした凶悪犯罪が、個人により他の個人に対して犯されたものであり、国家間で犯されたものではないという事実であった⁽¹⁴⁸⁾。そして、これらの犯罪は国際社会全体に関わるものであったので、国内の訴追では不十分と考えられ、国際的な法廷の設置へとつながり、そして最終的には1998年になってハーグの常設国際刑事裁判所の設立へとつながっていった。国際刑事法の下では、公的資格で行動したかどうかにかかわらず、個人の責任を問うことができるが、それはすでにジェノサイド条約で採用されたアプローチである⁽¹⁴⁹⁾。こうして国際刑事法は、国際人権法では支配的な国家中心的概念から離れていった。そのため〔訳注：国際刑事裁判所（ICC）のための〕ローマ規程で定義された拷問の犯罪は、拷問等禁止条約に見られるいくらか旧式の定義とは対照的であり、「公的資格」の要件を排除している⁽¹⁵⁰⁾。さらに、国際刑事法は、一定の行為を禁止することによって、国際的な義務を直接、個人に課している。国際刑事法は、しかしながら、その管轄権を、特定の、とりわけ凶悪、重大で組織的な人権侵害（いわゆるジェノサイド・人道に対する犯罪・戦争犯罪）に限定している。この限定のために国際刑事法は、その3つの中核犯罪の要件に合致しないその他の人権侵害に対処する手段としては、役立つことはできない。そのような例を少しだけ挙げれば、強制労働や児童労働、劣悪な慣行や悲惨な労働条件、団結権や差別に関する破壊的な行為、環境破壊や土地の収奪な

どといったビジネスのやり方は、そうしたすき間を通り抜けてしまう。さらにいえば、ICCの任務は、非国家主体の中のただ一つのカテゴリーである個人に限定されている⁽¹⁵¹⁾。各国政府は、法人をICCの管轄の外に放置することを決めた。そのことは、会社の刑事責任という概念が一定の国々の法制度ではいまだになじみが薄いという事実由来のものであって、経済分野の関係者には国際法を直接に適用できないという諸国家の信念由来のわけではないように思われる。こうして、ICCの対象領域にビジネスを含めようとする提案や草案は放棄されたのであるが、既存の責任ギャップを狭めるための解決法の一つとして、会社の国際的な刑事責任は、引き続き議論の対象である⁽¹⁵²⁾。さらには、国際刑事法と国際人権法との間にある、本質的な違いにも留意しなければならない。刑事法は、第一次的には刑事訴追を要求することにより、実行行為者に焦点を置くものである。その一方で人権法は、原状回復・損害賠償・リハビリテーション・満足を含む賠償を要求する権利を与えることにより、被害者に焦点を置くものであり、そこでの正義の概念は、犯罪者の処罰をはるかに超えたものとなる⁽¹⁵³⁾。

仲介者〔訳注：国家〕を介しない非国家主体の人権上の義務は、第一には、自発的な「ソフトロー」文書の形をとっており、それは通常は「行動規範」として知られている。ここ数年にわたって、答責性と透明性を求める強い要請に応えるために、超国家企業・国際組織・NGOによる、そのような非拘束的で多様なコミットメントが、急速に普及してきた⁽¹⁵⁴⁾。こうした行動規範が設定するのは一般的なガイドラインであり、それは、一連の豊富な人権の中のある程度のものを対象とするだけであり、加えて適切な監視メカニズムも欠いている。

7. 企業の世界における人権

国際分野での企業の重要性は、その行為を規制する必要性を含めて1960年

代にすでに議論されていたが、今日まで国際法は、この強力な関係者を十分に適応させるための対応をしてこなかった⁽¹⁵⁵⁾。国際社会は、企業部門に関しては、ソフトローの文書に強く依存しており、それらは、しばしば消費者のボイコットへの対応として企業自らが制定する行動規範であったり、あるいは市民社会や国際的イニシアティブによって形となったもの（OECD 多国籍企業ガイドライン、ILO 三者宣言、そして国連グローバルコンパクトや「安全と人権に関する自主的原則」の採択のような）であったりする⁽¹⁵⁶⁾。これらのガイドラインは、自発性に基づいて運用されるものであるが、ビジネスに、人権の保護に関する社会的及び道義的責任を気づかせるものである。国連人権促進保護小委員会が起草した「2003年超国家企業その他のビジネス活動の人権に関する責任についての国連の規範草案」は、これらのソフトローの試みを越えて、「最初の非自発的イニシアティブ」であろうとしたものであった⁽¹⁵⁷⁾。その23カ条の条文は、国家を第一次的な義務保持者と認めるが、その上で国家の法的責任を補完するものとして、企業に対応する人権上の義務を企業の影響力の範囲内で認めて、国家が受け入れたのと同じ範囲の人権上の義務をカバーしようとするものである。またこの2003年国連規範草案は、是正手段を提供する効果的な国際的及び国内的執行メカニズムをも要求するものであったが、その起草者は、この規範が〔訳注：既存の〕国際法を再確認するものだと理解していた⁽¹⁵⁸⁾。しかしながらこの構想は、極度なあつれきを生むことが明らかとなり、企業世界や各国政府からの賛同を受けることはあまりなかった。そのため国連人権委員会は、最終的にこの規範草案の不採択を決定した。後にビジネスと人権のための国連事務総長特別代表に指名されたジョン・ラギーは、2003年の規範を、遠大にすぎて国際法の現状に対応しないとして斥けたが、その際に「国際社会は、企業に関わる人権の害悪に対するより効果的な保護を、個人と地域社会に与える人権体制に順応するには、未だ初期の段階にある。」と力説した⁽¹⁵⁹⁾。ラギーは、多くの学問領域にわたる徹底的な調査を行った後、2008年に「ビジネスと人

権に関する指導原則」を提案し〔訳注：(注159)に記載された2011年の報告書〕、それは2011年に人権理事会によって推奨された。彼のアプローチは、「補完的な諸責任」に支えられた三つの柱からなる枠組みを企図しており、その第一の柱では、ビジネスを含む非国家主体による人権侵害に対する、国家の保護する義務が確認される⁽¹⁶⁰⁾。第二の柱は企業の行為を扱うものであり、人権を尊重するビジネス実体の「責任 (responsibility)」という言葉遣いを用いている。この責任は、国内法の枠組みと社会的な期待から生み出され、企業が他者の人権への干渉を回避するために相当な注意 (デューデリジェンス) を持って行動することだけではなく、発生する負の影響に取り組むことをも、企業に要求する⁽¹⁶¹⁾。第三の柱は、被害者が司法的、非司法的救済へのより大きなアクセスを持つ必要性と、それらを提供すべき国家と企業の責任を検討している。この指導原則が成功を収めるかどうか、特に、その操業の中でもっと意欲的に人権を是認するという、新たな思考態度を企業の間を広めていくかどうかは、今後を見なければならぬ。これまでのところ、唯一の義務保持者として国家に依拠するだけでは、強力な非国家主体がもたらす人権上の害悪に対抗するためには不十分であることが明らかとなっている。

8. 人権侵害について国際機関に責任を負わせること

最近の数十年にわたって国際機関は、激増して活動の射程を大きく広げ、個人の生活に直接インパクトを及ぼす人権に影響しやすい分野にまで及んでいる。そうした活動には、平和維持・軍事行動・領域統治⁽¹⁶²⁾、そして、開発プロジェクトへの関与、対象を定めた制裁の採用、刑事手続の実施があり、それによって国際機関は、人権の重要な保護者・促進者だけではなく、潜在的な侵害者にもなっている。こうした権限の拡大は、市民社会、政策立案者、国際的な機構、研究者によって注意深く観察されている。その答責性の問題は、国際

法協会と国際法委員会の両方で広範囲に扱われてきた。後者は、国家責任に関する条文草案を参考にしながら、諸国家の集合体という特徴を考慮に入れて、2011年採択の「国際機関の責任に関する条文草案」を考案した。政府間機関とその争いのない国際法人格は、その国家間的性格のゆえに、「非国家主体と人権」という言説全般の中では特別の地位を占めてはいるものの、しかしながら、国際機関が人権条約の当事者となることはめったにない。障害者の権利に関する条約とその選択議定書は、なお原則に対する例外であって、そしてすぐにそうなるヨーロッパ人権条約も同様である⁽¹⁶³⁾。国際法の主体として国際機関は、明らかに、たとえば国際法の慣習的原則や一般原則などの「国際法の一般原則の下で課されるいかなる義務にも拘束される」⁽¹⁶⁴⁾。むしろ、どのような人権が慣習国際法の地位を獲得しているかは、別の問題であり、議論のないものでは決してない。ジェノサイド・拷問・奴隷制・人種差別の禁止のようなユース・コーゲンスの規範が、国際組織を拘束することは否定しようもない⁽¹⁶⁵⁾。国際機関が人権上の義務を持つことは、国連の条約監視機関の一般的意見によってもまた、是認されている⁽¹⁶⁶⁾。こうして、人権侵害に対する国際機関の答責性をめぐる課題は、国際機関の人権上の義務に関する不明確な内容と射程、そして何より事実上は存在していない執行の可能性に左右される。国際機関は、国内レベルでは、通常は国内裁判所での免責を享受して国内の法制度から免除されており、それによって独立した職務遂行を守られている⁽¹⁶⁷⁾。同じように、国際裁判所や人権監視機関も、政府間機関の責任を問う管轄権を欠いている。国際機関は、この欠落を、2009年に国連総会によって設置されて活動を開始し、国際機関で発生する雇用紛争を審理する権限を持つ国連紛争・上訴裁判所のような、内部監視メカニズムを設けることによって、徐々に一定程度の埋め合わせをしてきている⁽¹⁶⁸⁾。職員に関する紛争を越えて人権に関する懸念への対応のために、さらに重要な内部監視メカニズムも設置された。それには、世界銀行監査パネル、コソボのオンブズマン、コソボ人権諮問パネル、オンブズパー

ソン事務所（安全保障理事会決議 1267 号に従いブラックリストに載せられた法人や自然人からの申立を扱うために設置された）などがある。たとえば世界銀行監査パネルは、1993 年のインドの「サルダル・サロヴァル」ダムのような一連の世銀融資プロジェクトを通じての、批判の高まりへの対応として理事会によって設置された⁽¹⁶⁹⁾。3 人の委員から成るパネルは、世銀の操業上の方針や手続を遵守しない世銀融資プロジェクトによって有害な影響を受けたと主張する個人の申立について、独立した調査を実施し、その後、理事会に直接報告する任務を持っている⁽¹⁷⁰⁾。3 人の国際人権専門家から成るコソボ人権諮問パネルは、2006 年に設置され、国際連合コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）の、またはそれに帰責されるような人権侵害を主張する、個人の申立を調査する⁽¹⁷¹⁾。こうした内部的な答責性メカニズムは、確かに重要なものであるが、答責性のギャップを埋めようとするには、中途半端なステップでしかない。というのは、任務がきわめて限定されているために、拘束力のない意見を出すだけで、執行メカニズムを欠いた無力な手続を提供するのみだからである⁽¹⁷²⁾。

9. むすび：どのようにすれば、非国家主体による国際人権の違反について、その責任を問うことができるのか？

もし国際人権法は非国家主体に義務を直接に課すべきだということを、我々が受け入れた場合、それに続く問いはもちろん、要求すべき行為はどのようなものであり、またそれはどのように執行されるのか、ということである。すでに示したように、現存する垂直的な人権体制は、簡単に水平的なレベルに置き換えられるものではない。「2000 年国連規範草案」は、寛大にも全般的な範囲にわたる人権上の義務を、企業という実体に課すこととした。そうすると企業は、国家と「対等な共同の義務保持者」として、他者の人権の尊重だけでなく、積極的にその確保を義務づけられることになってしまう。「企業は、まさに本

来の性質からして……人権に関して国家と同じような全般的な役割を持つものではない⁽¹⁷³⁾」ので、このアプローチは、確かに極端であり広範にすぎるかもしれない。しかしながら、行為の性質が公的であろうと私的であろうと、非国家主体が他者の人権を尊重すべき消極的義務を負うことは、争いのないところである。国際人権法の下で国家は、私的な実体による干渉から人権を保護することを義務づけられており、その義務は、国家に、一定の私人の義務を規定することも、また一定の有害な行為を非合法化することも、それぞれ要求している。それゆえ国際人権法は、すでに非国家主体の消極的義務を織り込んでいる。もし非国家主体が、民間の刑務所や東チモールやコソボで成立した移行期統治に関わるような、政府機能を基本的に引き継いで、それらに応じた程度の支配を行使するのであれば、それに対応して、保護と充足を行う私人の積極的な義務も、拡大すべきことになる。こうした私人の義務が意図するのは、既存の国家の義務に取って代わるのではなく、補完することである。よく知られているように国家が、私人による人権侵害を適切に防止しない場合、それが意思や能力のいずれを欠くためであろうと、国際人権法が介入して、その答責性のギャップを埋める必要がある。人権がまさにその性質において意味しているのは、権利保有者が、義務保持者にその違反行為の責任をとらせること、そして有形無形の損害について十分な賠償を受けることについて、一定の可能性を持たなければならないということである。

非国家主体にどのように責任をとらせることができるのかについては、国際法の下で異なった種類の可能性がある。一つの可能性は、非国家主体の刑事責任を強化することであろう。それは、国際刑事法を企業の刑事責任をも対象とするように拡張すること、ジェノサイドや人道に対する犯罪の実行行為者を裁くために国際刑事法廷の実効性を強化すること、国内の刑事裁判所での普遍的刑事管轄権に服する人権上の犯罪の範囲を拡大すること、そして非国家主体に対する普遍的刑事管轄権の実施と執行とを強化することによって行われる。も

う一つの可能性は、(キオベル判決以前の〔訳注：注139参照〕)アメリカの外国人不法行為請求法に類似した国内不法行為法を、それぞれが導入することによって、普遍的民事管轄権の概念をさらに発展させ、強化することであろう⁽¹⁷⁴⁾。

しかしながら、非国家主体の責任を問うための、もっとも遠大で根源的な選択肢は、世界人権裁判所(World Court of Human Rights)を創設するための提案である。国家とその他の「実体」に対して広範囲な権限を持つこの裁判所の提案は、人権のためのスイス・アジェンダという枠組において⁽¹⁷⁵⁾、そして国連の人権改革の中でのEUの役割に関するCOSTアクションにおいて⁽¹⁷⁶⁾、発展してきた。これらの二つのプロジェクトの中で、世界人権裁判所のための規程と注釈が統合され起草された⁽¹⁷⁷⁾。その規程草案の第4条において、「実体(entity)」という用語は、「あらゆる政府間組織、又はビジネス企業を含む非国家主体であって、第51条に従って裁判所の管轄権を承認するもの」と定義された。第51条は、いかなる実体も、裁判所の権限の承認を宣言できると定めている。その権限とは、第5条1項に掲げた人権条約(主要な国連の人権条約)で与えられた権利のいずれかを、それぞれの「実体」によって侵害された被害者であると主張する、いかなる人、非政府組織または個人の集団による申立を、裁判所が受理し、審理する権限である。将来の世界裁判所が行う判決は、ヨーロッパ人権裁判所の例を一定程度モデルにして、国際法の下で最終的かつ拘束力あるものとなる。当事国が行う判決の履行は、国連人権高等弁務官によって監督され、必要があれば、人権理事会または安全保障理事会によって執行される。また、もし裁判所がいずれかの当事国または「実体」による侵害を認定すれば、第17条2項に従い、被告となった当事者に対して、被害者が被った被害に対する十分な賠償(原状回復・リハビリテーション・補償・再発防止の保証・その他の形態の満足を含む)を命じることできる。世界人権裁判所を創設するこの提案は、当初は懐疑的な反応を受けてきたが、より多くの国家、学者、非政府組織によって真剣に検討されるようになってきている。そのような将来の世界人

権裁判所は、もし国連で採択されれば、国際人権の侵害について、政府間組織・超国家企業・その他の非国家主体を直接に責任あるものとすることによって、現在の国際法にパラダイム転換をもたらすことになるだろう。

注

- (1) この用語は、J Katz Cogan, 'The Regulatory Turn in International Law' (2011) 52 *Harvard International Law Journal* 322-72. からの借用である。
- (2) 子どもの死亡率については、たとえば UNICEF を参照。www.unicef.org/mdg/index_childmortality.htm
- (3) A Clapham, *Human Rights in the Private Sphere* (Oxford, Clarendon Press, 1993) 137; W Kälin and J Künzli, *The Law of International Human Rights Protection* (Oxford, Oxford University Press, 2010) 78.
- (4) 人権のための企て、運動、プロジェクトといった用語は、このような貢献を語る際に、人権の保護が継続的かつ終わりのないプロセスであることを読者に想起させるために、意識的に用いられてきた。これまでに達成された膨大な進歩は、否定しようもないし、実に感銘を与えるものである。過去 70 年間ににおいて採択された膨大な数の人権の宣言、条約そして自発的な約束を見るだけでもいい。国際人権制度の存在に関する言説は、おびただしい数の異なった政治的、司法的、準司法的、また調査制度による保護と実施のメカニズムに反映された人権の国際レベルでの制度化と、そして人権の実現を向上させる市民社会の貢献とによって、明確に保証されている。しかしながら後の頁で概説するように、人権の侵害者としての非国家主体に向けられた一貫した、実効的なアプローチが長らく欠けていたことによって、人権のプロジェクトは完了したものと考えすることはできず、現実的には今後も完了することはないだろう。というのは、適切な回答を必要とする新たな課題が、生じ続けるからである。
- (5) たとえば、Nigel Rodley, 'Non-State Actors and Human Rights' in S Sheeran and N Rodley (eds), *The Routledge Handbook of International Human Rights Law* (Abingdon, Routledge, 2013) 523-44.
- (6) A Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (Oxford, Oxford University Press, 2006) 565f.
- (7) G Teubner, "Global Bukowina": Legal Pluralism in World Society' in G Teubner (ed), *Global Law Without A State* (Brookfield, Dartmouth, 1997) (available at http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=896478); またさらに、Clapham, *Human Rights Obligations of*

Non-State Actors (注6) 25-29を参照。

- (8) P Alston, *Non-State Actors and Human Rights* (Oxford, Oxford University Press, 2005); R McCorquodale, 'Non-State Actors and International Human Rights Law' in S Joseph and A McBeth (eds), *International Human Rights Law* (Cheltenham, Edward Elgar Publishing, 2009) 97-114.
- (9) R Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It* (Oxford, Clarendon Press, 1994) 49.
- (10) 非国家主体に向けた国際法のアプローチについてのここでの説明は、その問題を余すところなく分析しようとするものではない。より精緻な検討のために読者は、「国際法主体 (subjects of international law)」と「国際法人格 (international legal personality)」という概念を扱うそれぞれの研究を参照する必要がある。むしろ本稿が意図するのは、非国家主体をより強く国際法に包摂することに対して、伝統となっている法的及び政治的な警句があり、それらがなおも共通に依拠しているのが、立法権限を持つ国際法主体だけが国際上の義務を負うことのできるという支配的な思い込みであることを、読者に想起させることである。そのような見解は、しかしながら、王様自身以上の王政主義者、そして率直に言えば、時代遅れだということができる。伝統主義者の描いた絵が、国際的な日常と法における雑多な現実を反映するものではないことは、国際法を少し調べるだけでもわかることである。以下での私の意見は、国際法が今日の諸問題の解決に寄与するためには、すべての法制度と同じように、変化する状況に対し、適応しなければならないし、実際に適応してきた（もちろん必要不可欠な予測可能性を失うことなく）ことを示すためのものである。国際法の一連の規則ではなく、プロセスに関する、こうした挑戦と理解に関する古典的な著作として、Higgins, *Problems and Process* (注9)を参照。
- (11) 「国際連合の業務において被った損害の賠償」事件の勧告的意見 (1949年) ICJ Rep 174, 178. 「いかなる法制度における法の主体も、その性質又はその権利の範囲において必ずしも同一ではないし、また、その性質はその社会の必要性に依拠している。歴史を通じて国際法の発展は、国際日常 (international life) の必要性によって影響を受けてきたし、また、次第に増加する諸国家の集団的活動が、国家以外の一定の実体による行為という実例を、すでに国際的平面 (international plane) に存在させてきた。」
- (12) P Alston, 'The "Not A Cat Syndrome": Can the International Human Rights Regime Accommodate Non-State Actors?' in Alston, *Non-State Actors and Human Rights* (注8) 19; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 59.
- (13) J Crawford, *Brownlie's Principles of Public International Law*, 8th edn (Oxford, Oxford

- University Press, 2012) 302 ff; MN Shaw, *International Law*, 6th edn (Cambridge, Cambridge University Press, 2008) 397ff.
- (14) WA Schabas, *An Introduction to the International Criminal Court*, 4th edn (Cambridge, Cambridge University Press, 2011) 122; A Cassese et al, *Cassese's International Criminal Law*, 3rd edn (Oxford, Oxford University Press, 2013) 63ff.
- (15) こうした姿勢は、多くの国際文書で繰り返されてきており、そうした文書には、国際連合憲章（第1条及び第55条）から、たとえば1993年のウィーン宣言第4項までがある。そこでは、すべての国家が「すべての人権の促進及び保護は、国際社会の正当な関心事項である」ことを承認していた。
- (16) 世界人権宣言（1948年12月10日採択：国連総会決議217 A(III)）と、市民的・政治的・経済的・社会的及び文化的諸権利、人種差別と女性に対する差別の廃絶、拷問及び他の残虐な・非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止、移民労働者・子ども及び障がいを持つ人の権利、そして強制失踪からの保護に関する9つの国連の中核的な人権条約を参照。
- (17) 国際法の下で個人が諸権利を持つことは、実際にはそれほど目新しいものではなかった。すでに1928年に常設国際司法裁判所は、ダンツィヒの裁判所事件で、「締約国の意図に従った国際的合意のまさに目的が、個人の権利義務を創設し国内裁判所によって執行可能な一定の明確なルールを、当事者によって採択することでありうることは、争いようのないものである。」と判断していた。*Jurisdiction of the Courts of Danzig (Pecuniary Claims of Danzig Railway Officials who have Passed into the Polish Service, against the Polish Railways Administration)*, Advisory Opinion (1928) PCIJ Series B No 15, 17f を参照。
- (18) 多くの人権条約は、2つの国連の規約のように、条約から脱退する権利を与えていない。人権委員会は、その義務の継続性に関する一般的意見26において、「ひとたび人々が本規約の下での権利保護を与えられれば、そうした保護は……本規約を批准・加入・承継した国家が廃棄通告したり脱退したりすることを認めない」と判断する。UN Doc CCPR/C/21/Rev 1/Add 8/Rev 1 (1997), paras 4 and 5 参照。同様に、人権の規範は、一定程度で *jus cogens* または慣習法の地位を達成し、独立の地位を享受している。R McCorquodale, 'The Individual and the International Legal System' in MD Evans, *International Law*, 3rd edn (Oxford, Oxford University Press, 2010) 291 を参照。
- (19) たとえば、1949年ジュネーブ諸条約の共通3条並びに第二追加議定書、ジュネーブ第一条約5条を参照。また、D Fleck, *The Handbook of International Law*, 2nd edn (Oxford, Oxford University Press, 2008) 76 を参照。
- (20) たとえば、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（1948年12月9日採択、1951

年1月12日発効, 78 UNTS 277)の第4条:「集団殺害又は第3条に掲げる他のいずれかの行為を犯す者は、憲法上の責任ある統治者であるか、公務員であるか、又は私人であるかを問わず、処罰される。」[訳文は、岩沢雄司編集代表『国際条約集 2018』(有斐閣, 2018年)より]を参照。また、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷規程(2009年7月7日[訳注:安保理]決議1877により改正)第6-第7条、国際刑事裁判所のローマ規程(1998年7月17日採択, 2002年7月1日発効, 以下、「ローマ規程」)第6, 第7, 第8(2)(c-f)、第25-第27条を参照。

- (21) Cassese, *Cassese's International Criminal Law* (注4) 3 ff. また, MC Bassiouni, *International Criminal Law*, vol 1 - Sources, Subjects and Contents, 3rd edn (Leiden, Martinus Nijhoff, 2008) 41ff.
- (22) たとえば, 航空機の不法な奪取の防止に関する条約(1970年12月16日採択, 1971年10月14日発効, 860 UNTS 105)及び航空機の不法な奪取の防止に関する条約を補充する議定書(2010年9月10日採択, 未発効, DCAS Doc No 22), 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(1971年9月23日採択, 1973年1月26日発効, 974 UNTS 178), 国際民間飛行に関する不法な行為の防止に関する条約(2000年9月10日採択, 未発効, DCAS Doc No 21)を参照。
- (23) R Dolzer and C Schreuer, *Principles of International Investment Law*, 2nd edn (Oxford, Oxford University Press, 2012) 81ff; Higgins, *Problems and Process* (注9) 54; A Reinisch, 'The Changing International Framework for Dealing with Non-State Actors' in Alston, *Non-State Actors and Human Rights* (注8) 85; McCorquodale, *The Individual and the International Legal System* (注18) 297; D Kinley and J Tadaki, 'From Talk to Walk: The Emergence of Human Rights Responsibilities for Corporations at International Law' (2004) 44 *Virginia Journal of International Law* 931, 946ff.
- (24) 油による汚染損害についての民事責任に関する条約(1991年11月27日採択, 1992年5月30日発効)第3条[訳注:1項]:「事故の発生の時又は事故が一連の出来事から成るときは最初の出来事の発生の際における船舶の所有者は、その事故の結果としてその船舶から生ずる汚染損害について責任を負う。」(「船舶の所有者」とは、第1条2項に従い、「個人若しくは組合又は、法人であるかどうかを問わず、公法上若しくは私法上の団体(国及びその行政区画を含む。)」を対象とする。国連海洋法条約([訳注:1982年]12月10日採択, 1994年11月16日発効, 1883 UNTS 3)第137条1項:「いずれの国も深海底又はその資源のいかなる部分についても主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならず、また、いずれの国又は自然人若しくは法人も深海底又はその資源のいかなる部分も専有してはならない。このような主権若しくは主権的権利の主張若しくは行使又は専有は、認められない」。

- (25) たとえば、市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（1966年12月16日採択、1976年3月23日発効、999 UNTS 302）第5条を参照。
- (26) H Lauterpacht, 'General Laws of the Law of Peace' in E Lauterpacht (ed), *International Law: Being the Collected Papers of Hersch Lauterpacht*, Vol 1 The General Works (Cambridge, Cambridge University Press, 1970) 286 f; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 74; Higgins, *Problems and Process* (注9) 51ff; N Jägers, *Corporate Human Rights Obligations: In Search of Accountability* (Antwerp, Intersentia, 2002) 38.
- (27) 2013年10月時点で、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障がい者権利条約を批准している国数の平均は168カ国であるが、それぞれの個人申立を受け入れてきた国数の平均は63カ国である。ヨーロッパ評議会の地域内では、拘束力ある判決を行うヨーロッパ人権裁判所での強制的な個人申立手続を受け入れているのは、47カ国である。
- (28) Higgins, *Problems and Process* (注9) 54.
- (29) Cogan, 'The Regulatory Turn in International Law' (注1) 331; Reinisch, 'The Changing International Legal Framework' (注23) 87; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 73; R McCorquodale, 'Overlegalizing Silences: Human Rights and Non-State Actors' (2002) 96 *Proceedings of the Annual Meeting (American Society of International Law)* 384-88.
- (30) M Nowak, *UN Covenant on Civil and Political Rights – CCPR Commentary*, 2nd edn (Kehl/Strasbourg/ Arlington, NP Engel, 2005) 28.
- (31) とりわけ、テロリスト、組織犯罪、数多くの法域で操業する超国家企業。
- (32) 国際法が単なるルールの集まりではなく、プロセスとして理解されることの重要性に関しては、Higgins, *Problems and Process* (注9) を参照。
- (33) M Nowak, *Introduction to the Human Rights Regime* (Leiden/Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2003) 51; McCorquodale, 'Overlegalizing Silences' (注29) 384-88; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 73; JH Knox, 'Horizontal Human Rights Law' (2008) 102 *American Journal of International Law* 1.
- (34) JJ Shestack: 'The Philosophic Foundations of Human Rights' (1998) 20 *Human Rights Quarterly* 201, 202.
- (35) 世界人権宣言第1条：「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」人権の系譜ととらえ方への優れた考察については、PG Lauren, *The Evolution of International Human Rights – Visions Seen* (Philadelphia PA, University of Pennsylvania Press, 2011) を参照。
- (36) J Donnelly, *Universal Human Rights in Theory and in Practice*, 3rd edn (Ithaca NY,

Cornell University, 2013) 28 ff. また, M Nowak, 'Progress Report of the Eminent Persons Panel' within the framework of the Swiss Initiative to Commemorate the 60th Anniversary of the UDHR – Protecting Dignity: An Agenda for Human Rights, www.undhr60.ch も参照。

- (37) Shestack, 'The Philosophic Foundations of Human Rights' (注34) 216; J Donnelly, 'Human Dignity and Human Rights' (2008) 19 *European Journal of International Law* 20ff.
- (38) Immanuel Kant, *The Metaphysics of Morals* (first published 1797; Mary Gregor tr, Cambridge, Cambridge University Press, 1996) 186. [訳注: 篠田英雄訳『道徳形而上学原論』(岩波文庫, 1976年) 101-3, 126-7頁参照]
- (39) Immanuel Kant, *Grounding for the Metaphysics of Morals*, 3rd edn (first published 1785; Japes W Ellington tr, Indianapolis, Hackett Publishing, 1993) 30. [訳文は, 宇都宮芳明訳『訳注・カント「道徳形而上学の基礎づけ」』(以文社, 1989年) 第84項(126頁)より]
- (40) Donnelly, 'Human Dignity and Human Rights'(注37)82(同論文は「重なり合う合意(overlapping consensus)」の用語をロールズから借用している), J Habermas, 'The Concept of Human Dignity and the Realistic Utopia of Human Rights' (2010) 41 *Metaphilosophy* 464, 467を参照。
- (41) C McCrudden, 'Human Dignity and Judicial Interpretation of Human Rights' (2008) 19 *European Journal of International Law* 655, 664を参照。同論文は, 第二次世界大戦後の3つの敗戦国, ドイツ, 日本, イタリアを例にあげ, 第二次世界大戦の前と後の国内的, 地域的, 国際的な人権文書における人間の尊厳概念の編入とその保護を, 詳細に説明している。ドイツ連邦共和国基本法第1条または欧州連合基本権憲章第1条を参照。
- (42) また, 1948年の「人の権利と義務に関する米州宣言」の前文も参照。
- (43) Shestack, 'The Philosophic Foundations of Human Rights' (注34) 226.
- (44) 尊厳の概念とその人権への連関に関する優れた説明として, 「世界人権宣言60周年記念のスイス・イニシアティブ—尊厳の保護: 人権のための課題の枠組—」(注36)における, 人間の尊厳に関する2009年6月の2つの調査プロジェクト (www.undhr60.ch/research.html) 及び以下を参照。Donnelly, 'Human Dignity and Human Rights' (注37), F Mégret and F Hoffman, 'Dignity: A Special Focus on Vulnerable Groups'; McCrudden, 'Human Dignity and Judicial Interpretation of Human Rights' (注41) 655; Habermas, 'The Concept of Human Dignity and the Realistic Utopia of Human Rights' (注40) 464 [訳注: 原文において既出の引用と重複する引用は, 注番号を用いて省略。以下, 同じ。].

- (45) 経済的, 社会的及び文化的諸権利に関する国際規約 (1966年12月16日採択, 1976年1月3日発効, 993 UNTS 3, 以下「社会権規約」) 及び市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1966年12月16日採択, 1976年3月23日発効, 999 UNTS 171, 以下「自由権規約」)。
- (46) 人間の尊厳に言及している条約のリストについては, Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 537-41を参照。
- (47) Immanuel Kant, *The Metaphysics of Morals* (注38) 209. 同じように人間の尊厳の基礎となる概念を基本に人権の広範な概念を根拠づけるものとして, たとえば以下を参照。C Jochnik, 'Confronting Impunity of Non-State Actors: New Fields for the Promotion of Human Rights' (1991) 21 *Human Rights Quarterly* 56, 60 f; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 525ff; M Scheinin, 'Characteristics of Human Rights Norms' in C Krause and M Scheinin (eds), *International Protection of Human Rights: A Textbook*, 2nd edn (Turku/Åbo Institute for Human Rights Åbo Akademi University, 2012) 19, 35ff; BH Weston, 'Human Rights', *Britannica*, Academic Edition, www.britannica.com/EBchecked/topic/278540/human-rights/11717/Additional-Reading; H Steiner, 'Some Characteristics of the Liberal Political Tradition' in H Steiner and P Alston, *International Human Rights in Context: Law, Politics, Morals* (Oxford, Clarendon Press, 1996) 187ff.
- (48) A Fagan, *Human Rights – Confronting Myths and Misunderstandings* (Cheltenham Edward Elgar Publishing, 2009) 136 ff; SR Ratner, 'Corporations and Human Rights: A Theory of Legal Responsibility' (2001) 111 *Yale Law Journal* 443, 507 ff, Clapham, *Human Rights in the Private Sphere* (注3) 140ff.
- (49) Lauren, *The Evolution of International Human Rights* (注35)。
- (50) Jochnik, 'Confronting Impunity' (注47) 60。
- (51) M Nowak, 'Eight Reasons Why We Need a World Court of Human Rights' in G Alfredsson and others (eds), *International Human Rights Monitoring Mechanism: Essays in Honour of Jacob TH Möller*, 2nd edn (Leiden/Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2009) 321; Scheinin, 'Characteristics of Human Rights Norms' (注47) 19, 33ff; Fagan, *Human Rights* (注48) 117ff; Donnelly, *Universal Human Rights* (注36) 8。
- (52) 人権の「全方面にわたる効果 (all-round effects)」(Rundumwirkung der Grundrechte) については, 以下を参照。G and E Küchenhof, *Allgemeine Staatslehre*, 7th edn (Stuttgart, Kohlhammerverlag, 1971) 55; M Nowak, *Politische Grundrechte* (Wien/ New York, Springer-Verlag, 1988) 195ff。
- (53) 参考として, 人権をいくつかの主体に関係する複雑な多数当事者構造として捉える Martin Scheinin からの引用: 「こうしていかなる人権も, 権利保有者と他者

(義務保持者)との間の主要な関係に関連する一つの中核的な要素と、同時にその中核的な要素が適切な保護を受けることを確保するために第三者の義務を規律する保護的な一つまたは複数の要素(通常は国家の諸権限)とを含んでいる。人権は、すくなくとも3種類の当事者間のさまざまな組み合わせとして存在する二者間の関係性の集合体、またはかたまりである。]Scheinin, 'Characteristics of Human Rights Norms' (注47) 34。

- (54) Aharon Barak, 'Constitutional Human Rights and Private Law' in D Friedman and D Barak-Erez (eds), *Human Rights in Private Law* (Oxford, Hart Publishing, 2001) 13, 17; D Oliver and J Fedtke, 'Human Rights and the Private Sphere – the Scope of the Project' in D Oliver and J Fedtke (eds), *Human Rights and the Private Sphere: A Comparative Study* (Abingdon/ New York, Routledge-Cavendish, 2007) 18ff.
- (55) G Jellinek, *System der subjektiven öffentlichen Rechte*, 2nd edn (Tübingen, Mohr Siebeck, 1905) 94ff を参照。また、Nowak, *Politische Grundrechte* (注52)63 を参照。
- (56) Lauren, *The Evolution of International Human Rights* (注35) 2.
- (57) RG Steinhardt, 'Corporate Responsibility and the International Law of Human Rights: The New Lex Mercatoria' in Alston, *Non-State Actors and Human Rights* (注8) 214.
- (58) Thomas Hobbes, *Leviathan* (first published 1651).
- (59) John Locke, *Two Treatises of Government* (first published 1690), book II, ch II.
- (60) *Ibid.*
- (61) 「したがって、人々が結合して国家をつくり、統治に服そうとする場合の大きなそして主なる目的は、彼らの所有物の保全ということである」。John Locke, *Two Treatises of Government*, book II, ch IX を参照 [訳文は、宮川透訳『ロック 統治論』(中央公論新社、2007年) 130 頁より]。
- (62) *Ibid.*, book II, ch XIX
- (63) また、DM Chirwa, 'In Search of Philosophical Justifications and Suitable Models for the Horizontal Application of Human Rights' (2008) 8 *African Human Rights Law Journal* 297ff を参照。
- (64) Jean-Jacques Rousseau, *Discourse on Inequality* (first published 1754) and *Of The Social Contract, Or Principles of Political Right* (first published 1762).
- (65) Donnelly, *Universal Human Rights* (注36) 85.
- (66) Lauren, *The Evolution of International Human Rights* (注35) 18.
- (67) 1789 年人および市民の権利宣言第4条:「自由とは、他人を害しないすべてのことをなしうることにある。したがって、各人の自然的諸権利の行使は、社会の他の構成員にこれらと同一の権利の享受を確保すること以外の限界をもたない。

- これらの限界は、法律によってでなければ定められない。」を参照 [原文フランス語。訳文は、初宿正典、・辻村みよ子編『新 解説世界憲法集』(三省堂、2017年)より]。文献については、H Shue, *Basic Rights*, 2nd edn (Princeton NJ, Princeton University Press, 1996) 35ff; D Lubin, 'Just War and Human Rights' in C Beitz and LA Alexander (eds), *International Ethics* (Princeton NJ, Princeton University Press, 1985) 209 「そして人権は、すべての人間が受益者であり、そして権利に影響を与える立場にあるすべての人間が義務者であるという権利となるだろう。」; Nowak, *Introduction* (注33) 10; Steiner, 'Some Characteristics of the Liberal Political Tradition' (注47); Weston, 'Human Rights' (注47)を参照。
- (68) Donnelly, *Universal Human Rights* (注36) 33.
- (69) M Goodhart, 'Human Rights and Non State Actors – Theoretical Puzzles' in G Andreopoulos and others (eds), *Non-State Actors in Human Rights Universe* (Bloomfield CT, Kumarian Press, 2006) 25.
- (70) Jeremy Bentham, *The Book of Fallacies* (1824) : 「権利とは法の所産である。現実の法から現実の権利が由来するのであって、想像上の法や自然の法から生じるのは想像上の権利である。……自然権は単にナンセンスである。自然にあつて規定になじまない権利とは、うわべだけのナンセンス、大言壮語のナンセンスである」。
- (71) これらの「法の所産」は、基本権 (Grundrechte), 公民権 (civil rights), 市民的自由 (civil liberties), 公的自由 (libertés publiques), 人および市民の権利 (droits de l'homme et du citoyen) などのすばらしい名称を与えられた。人権という英語の用語は、はるかに新しいもので、人口に膾炙するようになったのは、第二次世界大戦後以降のことである。
- (72) たとえば、Olive and Fedtke, *The Scope of the Project* (注54) 10 and 17 を参照。
- (73) 国家と社会と厳格な分離に関する哲学的基礎については、GWF Hegel, 'Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse' published in K Löwith and M Riedel (eds), *Hegel Studienausgabe vol 2* (Frankfurt am Main/ Hamburg, Fischer Bücherei, 1968) [GWF・ヘーゲル『法権利の哲学あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』]を参照。
- (74) *Ibid.*, 21; Goodhart, 'Human Rights and Non State Actors' (注69) 26.
- (75) とりわけ、C Chinkin, 'A Critique of the Public/Private Dimension' (1999) 10, *European Journal of International Law* 387, 392; H Charlesworth, C Chinkin and S Wright, 'Feminist Approaches to International Law' (1991) 85 *American Journal of International Law* 613; R Copelon, 'Recognizing the Egregious in the Everyday: Domestic Violence as Torture' (1993) 25 *Columbia Human Rights Law Review* 291; C Romany, 'Women as Aliens: A Feminist Critique of The Public/Private Distinction in

International Human Rights Law' (1993) 6 *Harvard Human Rights Journal* 87; R Cook (ed), *Human Rights of Women: National and International Perspectives* (Philadelphia PA, University of Pennsylvania Press, 1994) を参照。

- (76) John Stuart Mill, *On Liberty* (first published 1859) ch V, Applications[訳注: JS・ミル『自由論』].
- (77) 人権の観点からの民营化の問題への優れた考察については, K Feyter and F Gómez Isa (eds), *Privatisation and Human Rights in the Age of Globalisation* (Antwerp/Oxford, Intersentia, 2005) を参照。
- (78) 人権法において, 国家の人権上の義務が三種類の性格を持つものであって, 尊重の義務だけではなく, 人権の完全な実現を漸進的に確保していく義務をも包含することは, 確立したものであり, すべての関係する条約監視機関によって確認されている。自由権規約委員会の一般的意見 31 または社会権規約委員会のさまざまな一般的意見 (注 124) を参照。また, A Eide, 'Report on the Right to Adequate Food as a Human Right,' UN Doc E/CN4 /Sub2 / 1987 / 23; MM Sepúlveda, *The Nature of the Obligations Under the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights* (Utrecht, Intersentia, 2003); M Ssenyonjo, *Economic, Social and Cultural Rights in International Law* (Oxford, Har Publishing, 2009) 109ff を参照。
- (79) A McBeth, 'Privatising Human Rights: What Happens to the State's Human Rights Duties When Services are Privatised?' (2004) 5 *Melbourne Journal of International Law* 133.
- (80) *Costello-Roberts v United Kingdom* App no 13134/87 (ECtHR, 25 March 1993) は, その第 27 項で, 「国家は, その義務を民間団体または個人に委任することにより責任から免れることはできない」ことを確立した。
- (81) 世界人権宣言第 12 条, 自由権規約第 17 条, 米州人権条約 (1969 年 11 月 22 日採択, 1978 年 7 月 18 日発効) 第 11 条, ヨーロッパ人権条約第 8 条, 欧州連合基本権憲章 (2000 年ニースで採択) 第 7 条・第 8 条, データ保護指令 (95/46/EC), プライバシー及び電子通信に関する指令 (2002/58/EC 指令, 2006/24/EC 指令及び 2009/136/EC により改正)。
- (82) Chinkin, 'A Critique of the Public/Private Dimension' (注 75) 393. また, 女性に対する暴力に関する特別報告者のテーマ別報告も参照。たとえば, UN Doc A/HRC/20/16 (2012 年 5 月 23 日) は, 女性に対する暴力の現存する形態の中の極端な現れとしてのジェンダー関連殺害に関するものであり, その第 103 項は, 「構造的な不平等と公的及び私的領域における権力の複雑な交錯への盲目性」を明らかにしている。
- (83) この説明は, 主に Andrew Clapham から借用した。国家は, 国家の安全保障や

- 他者の権利のように法律によって定められ合法的な目的により正当化される場合に、秘密保護の主張を援用できるにすぎない。Clapham, *Human Rights in the Private Sphere* (注3) 134f を参照。
- (84) 力の不均衡が中心にあること一般については、F Raday, 'Privatising Human Rights and the Abuse of Power' (2000) 13 *Canadian Journal of Law and Jurisprudence* 103 を参照。
- (85) Reinisch, 'The Changing International Framework' (注23)74 とその脚注190に掲げられた文献、JA Hessbruegge, 'Human Rights Violations Arising From Conduct of Non-State Actors' (2005) 11 *Buffalo Human Rights Law Review* 21 を参照。
- (86) Hessbruegge, 'Human Rights Violations' (注85)21.
- (87) こうしたグローバルなプロセスのさらに詳細な描写については、D Shelton 'Protecting Human Rights in a Globalized World' (2002) 25 *Boston College International and Comparative Law Review* 273 を参照。また、Reinisch, 'The Changing International Framework' (注23) 76 f; IMF, 'Globalization: A Brief Overview' (May 2008), www.imf.org/external/np/exr/ib/2008/053008.htm を参照。
- (88) ビジネス部門の人権への否定的影響については、J Ruggie, 'Corporations and human rights: a survey of the scope and patterns of alleged corporate-related human rights abuse', UN Doc A/HRC/8/5/Add 2 of 23 May 2008 を参照。ILO の評価 (注100) に従えば、農業、建設、製造、家内労働などいくつかの経済部門は、強制労働の慣行の影響を特に受けやすい。Human Rights Watch の諸報告は、採取産業における悲惨な状況を強調している。Human Rights Watch, 'Hear No Evil – Forced Labor and Corporate Responsibility in Eritrea's Mining Sector' of 15 January 2013, 'Striking Oil, Striking Workers – Violations of Labor Rights in Kazakhstan's Oil Sector' of 10 September 2012, 'A Poisonous Mix – Child Labor, Mercury, and Artisanal Gold Mining in Mali' of 6 December 2011. 電子産業と衣料部門もまた、人権侵害でよく知られている。たとえば、BBC, 'Foxconn admits labour violateton at China factory', www.bbc.uk/news/business-24486684; Clean Clothes Campaign (CCC) and the Centre for Research on Multinational Corporations (SOMO), 'Fatal Fashion – Analysis of Recent Factory Fires in Pakistan and Bangladeshi', March 2013, www.cleanclothes.org/resources/publications.
- (89) Jochnik, 'Confronting Impunity' (注47) 63.
- (90) F Ermacora, *Menschenrechte in der sich unedelnden Welt*, vol I (Wien, Verlag der Österreichische Akademie der Wissenschaften, 1974) 171-75, 254ff.
- (91) [訳注：奴隷防止廃止に関する諸国宣言 (1815年2月8日)] 同じように、早い時期の奴隷取引と奴隷制とのたたかう文書として、26の当事国を持つクインタブル

条約 (Quintuple Treaty: London 1841/42)がある。

- (92) 奴隷取引及び奴隷制の廃止のための条約 (1926年9月25日採択, 1927年9月7日発効)と国連奴隷制, 奴隷取引並びに奴隷制類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約 (1956年9月7日採択, 1957年4月30日発効: 266 UNTS 3)。
- (93) JS Martinez, 'Anti-Slavery Courts and the Dawn of International Human Rights Law' (2008) 117 *Yale Law Journal* 550, 557 ff; JS Martinez, *The Slave Trade and the Origins of International Human Rights Law* (Oxford, Oxford University Press, 2012)を参照。
- (94) 奴隷制が主に, 国家によって奨励された私的な事象であったのと同じ程度に, 債務労働・農奴・強制結婚・強制売春・家事奴隷 (domestic servitude) を含む現代的形態の奴隷制, 人身取引, 強制労働・児童労働は, 主として私的な主体によって活用され続けており, 私的な家庭や企業で, 閉ざされた扉の背後で行われ, そのため廃絶することが困難なものである。ILOの算定によれば, 現代的形態の奴隷制と強制労働の被害者は, 国家や反乱集団による被害者200万人超に比べて, おおよそ1900万人が, 私的な個人や企業によって搾取されている。International Labour Organization, *ILO Global Estimate of Forced Labour 2012: Results and Methodology* (Geneva, ILO, 2012) (ilo.orgから利用可能)を参照。
- (95) 奴隷取引と奴隷制に対し「この条約の当事国の国内法の下での犯罪とし, また, それによって有罪となった者に厳重な処罰を科す」ことを定めている第3条1項と第6条1項を参照。ラトナーは, 奴隷制・拷問・強制失踪のような非道な侵害行為を行った個人の訴追と処罰の権限を当事国に与えることによって, 国際法は, 実際にはそれらの個人に対し, こうした国際的に非難される行為を行わないことを直接に義務づけていると示唆している。Ratner, 'Corporations and Human Rights' (注48) 467を参照。
- (96) ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約 (1948年12月9日採択, 1951年1月12日発効: 78 UNTS 277)第I条:「締約国は, 平時に行われるか戦時に行われるかを問わず, ジェノサイドが国際法の下での犯罪であることを確認し, 防止及び処罰をすることを約束する」及び第V条「ジェノサイド又は第III条に掲げるその他の行為の一を行う者は, 憲法上の責任ある支配者, 公務員又は私的個人であるかを問わず, 処罰される」。
- (97) 参考として, M Hakimi, 'State Bystander Responsibility' (2010) 21 *European Journal of International Law* 341, 346。
- (98) そのような見解を支持するものとして, JJ Paust, 'The Other Side of Right: Private Duties Under Human Rights Law' (1992) 5 *Harvard Human Rights Journal* 51。
- (99) また, 自由権規約第5条とヨーロッパ人権条約第17条 (「この条約のいかなる規定も, 国, 集団又は個人が, この条約において認められる権利及び自由を破壊し若しくはこ

非国家主体と人権

- の条約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない。」
〔訳文は、岩沢（注20）より〕も参照。また、ヨーロッパ人権条約第17条が同条約の諸権利を尊重する私人の義務を定めているという見解を支持するものとして、Clapham, *Human Rights in the Private Sphere*（注3）184ffも参照。同様にポストは、両規定を、他者の諸権利を制限しないようにする非国家主体の対応する義務を、暗黙のうちに定めていると考えている。JJ Paust, 'Human Rights Responsibilities of Private Corporations' (2002) 35 *Vanderbilt Journal of Transnational Law* 801, 813.
- (100) 私人の義務を含めることに関する検討、交渉、それぞれの草案に関しては、J Morsink, *The Universal Declaration of Human Rights: Origins, Drafting, and Intent* (Philadelphia PA, University of Pennsylvania Press, 1999) 239-80; GS Alfredsson and A Eide, *The Universal Declaration of Human Rights: A Common Standard of Achievement* (Leiden/Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 1999), 同様に Knox, 'Horizontal Human Rights Law'（注33）4ffを参照。
- (101) 「人の権利及び義務に関する米州宣言」（1948年第9回米州諸国家国際会議で採択、Inter-American System OEA/Ser L V/II 82 Doc 6 Rev a at 17 of 1992の人権に係する基本文書において再版）第2章。この権利と義務の概念は、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」においても採用された。注140-42とそこに掲げられた文書を参照。
- (102) ジョンHノックスは、適切にも、個人が国家に対して負う垂直的方向の私人の義務には、「反対方向の (converse)」義務という呼称を用い、第二のカテゴリー〔訳注：私人相互間の義務〕には「相互関係的な (correlative)」義務という呼称を用いている。Knox, 'Horizontal Human Rights Law'（注33）参照。
- (103) Nowak, *CCPR Commentary*（注30）28.
- (104) 保護する義務が「私的な人又は存在の間での適用になじみやすい限りでの規約上の権利」に関連してだけ存在すると述べる、自由権規約委員会の一般的意見31の第8項を参照。Nowak, *CCPR Commentary*（注30）39; Hessbruegge, 'Human Rights Violations'（注85）71ffを参照。モニカ・ハキミは、条約機関の実行は一貫していないと主張し、「(国家は) (1) 重大な身体的若しくは精神的害悪をもたらす行為、又は (2) 脆弱な集団に属することを理由に人々に影響を及ぼす行為に対してのみ保護を行わなければならない」と提案する。Hakimi, 'State Bystander Responsibility'（注97）367参照。
- (105) *Velásquez Rodríguez v Honduras*, Judgment of 29 July 1988, Inter-American Court of Human Rights, Series C No 4(1988). また Hakimi, 'State Bystander Responsibility'（注97）; Kälin and J Künzli, *The Law of International Human Rights Protection*（注3）106も参照。

- (106) *Osman v UK* ECHR 1998-VIII 3124 [116].
- (107) International Law Commission, 'Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts' 2001 *Yearbook of the International Law Commission*, vol II, Pt 2, Arts 5, 7, 8, 10 and 11.
- (108) 「国際人権法は、国家に、その領域内に在る人々の人権を侵害する非国家主体による行為を管理・規制・捜査・訴追するために、立法及び行政上の実行のような措置をとることを求めている。これらの非国家主体の行為が、国家に帰責される必要はなく、むしろこの責任は、国家がその領域内にあるすべての者の権利を保護するための相当な注意を行使するという義務である。」R McCorquodale and P Simons, 'Responsibility Beyond Borders: State Responsibility for Extraterritorial Violations by Corporations of International Human Rights Law' (2007) 70 *Modern Law Review* 599, 618 からの引用。
- (109) Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 347; Nicola Jägers, 'UN Guiding Principles on Business and Human Rights: Making Headway Towards Real Corporate Accountability?' (2011) 29 *Netherlands Quarterly of Human Rights* 159, 161.
- (110) ポーストは、この組み立てを、他者の人権を尊重する私人の義務を承認するものと理解している。Paust, 'Human Rights Responsibilities of Private Corporations' (注99) 813 を参照。
- (111) 自由権規約第2条1項。
- (112) ヨーロッパ人権条約第13条も参照：「この条約に定める権利及び自由を侵害された者は、その侵害が公的資格で行動する者による場合でも、国の機関による効果的な救済を受ける」[訳文は、岩沢(注20)より]。Nowak, *CCPR Commentary* (注30) 40 を参照。2005年に国連総会で採択された「国際人権法の重大な侵害及び国際人道法の深刻な侵害の被害者のための救済及び賠償への権利に関する基本原則及びガイドライン」は、同様の結論に依拠しているように見える。その第15段落によれば、人、法人その他の実体は、被害の賠償に責任があると認定されうる。こうして、非国家の実体による人権侵害が可能であることを暗に受け容れているように見える。UN Doc A/RES/60/147 (2005年12月16日採択:以下では、「ファンボーン/バシオーニのガイドライン」という)。
- (113) 自由権規約委員会の一般的意見31「規約締約国の一般的法的義務の性質」UN Doc CCPR/21/Rev 1/Add13 (2004)第8項[訳文は、日本弁護士連合会ウェブサイトの「国際人権ライブラリー」より]。まさに同じ項で、同委員会は、以下ののように、自由権規約自体は非政府の主体に直接に義務を課すものではないと判断したが、しかしながらそのことは、非国家主体の人権上の義務が国際(人権)法と

非国家主体と人権

両立しないということをいかなる意味でも示唆するものではない：「第2条1項の義務は、すべての（締約）国を拘束し、それ自体としては、国際法上、直接の水平的効果を有しない。規約は、国内の刑法や民法の代替としてみることはできない。」〔訳文は同前〕

- (114) 自由権規約第6条1項, 第9条1項, 第17条2項, 第23条, 第24条, 第27条。
- (115) ヨーロッパ人権条約第1条：「締約国は、その管轄内にある全ての者に対して、この条約の第一節に規定する権利及び自由を保障する。」〔訳文は、岩沢（注20）より〕、米州人権条約第1条1項（1969年11月22日採択、1978年7月18日発効）「この条約の締約国は、この条約において認められる権利及び自由を尊重し、その管轄の下にある全ての人に対して、……これらの権利及び自由の自由かつ完全な行使を確保することを約束する。」〔訳文は同上〕。また、子どもの権利に関する条約（1989年11月20日採択、1990年9月2日発効、1577 UNTS 3）第2条を参照。
- (116) 社会権規約第2条。また、注124で挙げる経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見集を参照。
- (117) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年12月21日採択、1969年1月4日発効、660 UNTS 195、以下、人種差別撤廃条約）。
- (118) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年12月18日採択、1981年9月3日発効、1249 UNTS 13、以下、女性差別撤廃条約）。第2条（一般的な言い方で規定）、第13条（経済的、社会的生活に関する女性の平等を扱い、国家に対し、銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利や、レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利に関してすべての適当な措置をとることを求めている〔訳注：原文では「第15条」と記載されているが、誤記と思われるので訂正した。〕）、第16条（婚姻と家族生活に関する事項を扱う）。〔訳注：原文ではこの注の冒頭に、社会権規約が記載されているが、誤記と思われるので省いた。〕
- (119) 性別、人種や民族的出身、宗教や信条、障がい、年齢、性的指向に基づく差別とたたかう権限をEUに付与する、欧州連合運営条約第19条参照。人種や民族的出身にかかわらず人の平等な取扱い原則を実施する2000年6月29日の欧州評議会指令（2000/43/EC）、雇用と職業における平等取扱いの一般的枠組みを確立した2004年12月13日の欧州評議会指令（2004/113/EC）、雇用と職業の問題における男性と女性の機会均等と平等取扱いの実施に関する2006年7月5日の欧州議会及び評議会指令（2006/54/EC：改訂）を参照。
- (120) とりわけ、団結の自由と団体交渉権の実効的承認、あらゆる形態の強制労働や義務労働の撤廃、児童労働の実効的廃絶、雇用と職業に関しての差別の撤廃に関する、8つの「基本条約」を参照。
- (121) 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年12月20日採択、

2010年12月23日発効)第3条参照:「締約国は、国の許可、支援又は黙認を得ることなく行動する個人又は集団が行った前条に規定する行為を調査し、かつ、それらについて責任を有する者を裁判に付するために適当な措置をとる。」

- (122) 以下に掲げる条約機関文書は、保護する義務を扱う驚くほど多数の成果文書のうちの、ほんの数点である。自由権規約委員会の一般的意見6(第6条:生命への権利)、同20(第7条:拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰)、同21(第10条:自由を奪われた者の人道的取扱い)、同16(第17条:プライバシー権)。自由権規約委員会の *Delgado Páez v. Colombia*, Communication No 195/1985, UN Doc CCPR/C/39/D/195/1985 (1990)(職場の同僚が正体不明の殺人者から撃たれた後に殺害の脅迫を受け攻撃を受けてきた教師を、保護するための合理的かつ適当な措置を取らなかった)。米州人権裁判所の *Velásquez Rodríguez v Honduras* (1988) Series C no 4, judgment of 29 July 1988, ヨーロッパ人権裁判所の *X and Y v The Netherlands* (1985) Series A no 91, *A v the United Kingdom* ECHR 1988-VI, *Platform 'Ärzte für das Leben' v Austria* (1988) Series A no 139, *Osman v UK* ECHR 1998-VIII 3124, *Opuz v Turkey* App no 33401/02, judgment of 9 June 2009 (家庭内暴力の事件), *Siliadin v France* ECHR 2005-VII(家事強制労働に関する事件), *Costello-Roberts v UK* (1993) Series A no 247C(私立学校における体罰)。保護する義務に関する詳細な分析については、Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 349 ff, Kälin and J Künzli, *The Law of International Human Rights Protection* (注3) 103 ff, Nowak, *CCPR Commentary* (注30), A Mowbray, *The Development of Positive Obligation under the European Convention on Human Rights by the European Court of Human Rights* (Oxford, Hart Publishing, 2004)を参照。
- (123) 一般的意見18:労働の権利(第6条)(2005年11月24日採択)第52項, 一般的意見21:すべての者の者の文化的生活に参加する権利(第15条1項(a))(2009年11月13日採択)第73項。
- (124) 経済的, 社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見12:十分な食料に対する権利(第11条)(1999年5月12日採択)第20項を参照[訳文の出典は, 日本弁護士連合会ウェブサイトの「国際人権ライブラリー」より]。同様の主張について一般的意見14:到達可能な最高水準の健康に対する権利(第12条)(2000年8月11日採択)第4項, 一般的意見15:水に対する権利(第11, 12条)(2002年11月26日採択)第23-第24項, 一般的意見18:労働の権利(第6条)(2005年11月24日採択)第52項を参照。同委員会は, 再度「国家以外の主体の義務」の標題の下に, 非国家主体の責任を確認している。一般的意見21:すべての者の者の文化的生活に参加する権利(社会権規約第15条1項(a)) [訳注:第73-第76項]。
- (125) 一般的意見12(注124)第19項。

- (126) Nowak, *Introduction* (注33) 51 ff; Oliver and J Fedtke, 'The Scope of the Project' (注54) 4ff; Donnelly, *Universal Human Rights* (注36) 32.
- (127) 憲法的権利の水平的適用の問題に関しては、膨大な数の研究文献がある。この章では主に以下の文献の最近の比較研究を参考にしている。Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注54); S Gardbaum, 'The "Horizontal Effect" of Constitutional Rights' (2003) 102 *Michigan Law Review* 387; M Tushnet, 'The Issue of State Action/ Horizontal Effect in Comparative Constitutional Law' (2003) 1 *International Journal of Constitutional Law* 79; M Hunt, 'The Horizontal Effect of the Human Rights Act' [1998] *Public Law* 423; D Friedmann and D Barak-Erez, *Human Rights in Private Law* (注54); A Barak, 'Constitutional Human Rights and Private Law', Faculty Scholarship Series Paper 3698 (1996) http://digitalcommons.law.yale.edu/fss_papers/3698; Clapham, *Human Rights in the Private Sphere* (注3) 150-77 and 298-342; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 437-531.
- (128) 一般的には、Oliver and J Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注54) を参照。そこでは、私人の義務に関して14の異なる国内法制度が分析され、比較されている。
- (129) ドイツ連邦憲法裁判所の Lüth 判決によってはじめて定式化された。BVerfGE 7, 198 of 15 January 1958 参照。「基本権は、第一次的には、国家に対する市民の防御権である。しかし、基本権条項について基本法は、それ自身が客観的価値秩序を体現しており、この価値秩序は、憲法の根本的決定として、法的全領域に妥当する。」[原文ドイツ語。訳文は、ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第2版)』(信山社、2003年)157頁を参考にした]。基本法の第9条3項は、いわゆる労働組合に関して例外的に直接的効力を与えている。さらに詳しい内容は、J Fedtke, 'Germany – Drittwirkung in Germany' in Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注54) 125; J Schwabe, *Die sogenannte Drittwirkung der Grundrechte* (Munich, Wilhelm Goldmann Verlag, 1971) を参照。
- (130) ここに掲げた国々に関する詳しい情報については、Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注54) の対応する章と Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 437 を参照。
- (131) MP Singh, 'India – Protection of Human Rights against State and Non-State Action' in Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注54) 180. 関連する判例法に関しては、たとえば、*Bodhisattwa Gautam v Subhra Chakraborty* AIR 1996 SC 922 (基本権が私的団体に対しても執行することができ、強かんは基本的人権に対する犯罪であると述べている); *Vishaka v State of Rajasthan* AIR 1997 SC 3011 (職場でのセクハラがジェンダー平等に対する侵害であることを確立し、官民の使用者に向けられたガ

イドラインを発した公益訴訟); *Apparel Export Promotion Council v AK Chopra* AIR 1999 SC 625 (最高裁がはじめて *Vishaka* 事件ガイドラインに依拠した) を参照。

- (132) S 8 (2) and (3) Constitution of the Republic of South Africa, Act 108 of 1996 を参照。南アフリカ憲法裁判所は、実務においては、間接的な効力に依拠しているが、直接的に適用した注目すべき一つの例外は、名誉毀損事件 (*Khumato v Holomisa* 2002 (5) SA 401 (CC)) である。
- (133) S 6 Human Rights Act 1998 を参照。
- (134) C O'Conneide, 'Irish Constitutional Law and Direct Horizontal Effect – A Successful Experiment?' in Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注 54) 213.
- (135) D Oliver and J Fedtke, 'Comparative Analysis' in Oliver and Fedtke, *Human Rights and the Private Sphere* (注 54) 505f; Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注 6) 438f.
- (136) こうした免責は、通常は、本部・受入国協定、国際組織の設立文書、多国間条約、あるいは国内法において与えられている。A Reinisch, *International Organizations Before National Courts* (Cambridge, Cambridge University Press, 2000) 127ff を参照。
- (137) Alien Tort Statute 28 USC § 1350 of 1789. また、Alien Tort Claims Act (ATCA) としても知られており、「連邦地方裁判所は、国際法又は合衆国の条約に違反して行われた外国人による不法行為に限っては、いかなる民事訴訟に関する第一審管轄権を有する」と定めている。外国人不法行為法に関するさらなる情報については、CM Scott (ed), *Torture as Tort* (Oxford, Hart Publishing, 2001) を参照。
- (138) *Filártiga v Peña-Irala* 630 F 2d 876 (2d Cir 1980). *Doe v Unocal* 395 F 3d 932 (9th Cir 2002) 判決において、アメリカ連邦地方 [訳注：控訴] 裁判所は、私企業に対する訴訟が受理可能であることに同意した。*Sosa v Alvarez-Machain et al* 判決において、裁判所は、請求原因として受理されるためには、国際法の違反が「特定された、普遍的、義務的」な規範でなければならないと判断した (542 US 692 (2004), 732 参照)。
- (139) *Kiobel v Royal Dutch Petroleum Co* 133 S Ct 1659 (2013).
- (140) *Kadić v Karadžić* 70 F 3d 232 (2d Cir 1995) (Radovan Karadžić に対するジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する犯罪の事件), *Ibrahim et al v Titan et al*; *Saleh et al v Titan et al* (イラクでの拷問に関するアブ・グレイブ刑務所の事件), *Doe v Unocal* 395 F 3d 932 (9th Cir 2002) (ミャンマーでの強制労働、殺人、強かん、拷問への加担の事件), *Wiwa v Dhell Petroleum (formerly Royal Dutch Petroleum Company) et al* Case No 96 Civ 8386 (1998) (ナイジェリアでの拷問と略式処刑へのシェル社の加担の事件), *Abtan et al v Prince et al* Civil Action Nos 1:09cv615, 1:09cv616, 1:09cv617, 1:09cv618, 1:09cv645, 1:09cv1017, 1:09cv1048 (イラクでの非司法的殺害と戦争犯罪に関する

- Blackwater USA 訴訟)。
- (141) この点に関しては、保護する義務をより厳密に定式化し、それによって私人間を規制すべき適当な措置の選択における、国家の裁量権の範囲を限定しようとする傾向が、明確になっているように思われる。
- (142) African (Banjul) Charter on Human and Peoples' Rights(1981年6月27日採択: OAU Doc CAB/LEG/67/3 rev 5, 21 ILM 58 (1982), 1986年10月21日発効)第27-第29条。アフリカ憲章に関するより詳細な学術的な論述については、M Evans and R Murray (eds), *The African Charter on Human and People's Rights: The System in Practice 1986-2006* (Cambridge, Cambridge University Press, 2008); F Viljoen, *International Human Rights Law in Africa*, 2nd edn (Oxford, Oxford University Press, 2012)を参照。
- (143) African Charter on Rights and Welfare of the Child (OAU Doc CAB/LEG/24.9/49 (1990): 1999年11月29日発効)第20条1項、第31条。
- (144) Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa (2000年9月13日採択、2005年11月25日発効)。さらに、Chirwa, 'In Search of Philosophical Justifications' (注63) 304fを参照。
- (145) 子どもの権利条約第18条1項:「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。」
- (146) 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 (2000年5月25日採択、2002年2月12日発効、UNTS222)。
- (147) Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (注6) 74f; Hessbruegge, 'Human Rights Violations' (注85) 31を参照。政府と反政府武装集団の双方が子どもの権利条約選択議定書に違反したと判断した Report of the independent commission of inquiry on the Syrian Arab Republic, UN Doc A/HRC/22/59 (5 February 2013)を参照。この条項の法的性質に関してはさらに UNICEF, *Guide to the Optional Protocol on the Involvement of Children in Armed Conflict* (New York, 2003); International Committee of the Red Cross, 'Optional Protocol on the Convention on the Rights of Child on the involvement of children in armed conflict, 25 May 2000', www.icrc.org/ihl.nsf/INTRO/595?OpenDocument を参照。
- (148) Judgment of the International Military Tribunal (Nuremberg), 'Judgment and Sentences' (1947) 41 *American Journal of International Law* 172:「国際法に対する犯罪は、抽象的な実体ではなく、人間によって行われるものであり、そして、そうした犯罪を行った個人を処罰することによって、国際法の条項の執行が可能となる。」を参照。

- (149) ジェノサイド犯罪の防止及び処罰に関する条約〔訳注：原文にある条約に関する情報は、(注20)に既出のため省略〕第4条。
- (150) 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰に関する条約（1984年12月10日採択、1987年6月26日発効：1465 UNTS 85）第1条、ローマ規程第7条1項(f)と同条2項(e)、ローマ規程第8条2項の(a)(ii)・(c)(i)とその犯罪構成要件文書を参照。また、M Nowak, 'Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment' in Clapham and P Gaeta (eds), *The Oxford Handbook on International Law in Armed Conflict* (Oxford, Oxford University Press, 2014); M Novak and R Janik, 'Torture, Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment' in Clapham et al (eds), *The 1949 Geneva Conventions: A Commentary* (Oxford, Oxford University Press, 2017)を参照。
- (151) ICCは、たとえば武装集団に兵器や弾薬を供給するような、企業のために行動する個人を、訴追することができるだろう。ICCの限られた資源が実際にそのような事件を扱うことを認めるかどうかは、別の問題である。R Gallmetzer, 'Prosecuting Persons Doing Business with Armed Groups in Conflict Areas – The Strategy of the Office of the Prosecutor of the International Criminal Court' (2010) 8 *Journal of International Criminal Justice* 947を参照。
- (152) A Clapham, 'The Question of Jurisdiction under International Criminal Law over Legal Persons: Lessons from the Rome Conference on an International Criminal Court' in MT Kamminga and Zia-Zarifi (eds), *Liability of Multinational Corporations under International Law* (The Hague, Kluwer Law International, 2000) 139を参照。企業の刑事責任に関する詳細な議論のためには、*Journal of International Criminal Justice* (2010) vol 8の'Transnational Business and International Criminal Law'に関する特別号、A Clapham, 'Extending International Criminal Law beyond the Individual to Corporations and Armed Opposition Groups' (2008) 6 *Journal of International Criminal Justice* 899; T Weigend, 'Societas delinquere non potest? – A German Perspective' (2008) 6 *Journal of International Criminal Justice* 927を参照。企業の刑事責任は、コモンローの法域によく根ざしたものである一方で、大陸法の伝統を持つ国々では比較的新しい概念である。ヴァイゲントは、フランス、オランダ、スイス、オーストリア、イタリアのようなヨーロッパ諸国における、企業に対する刑事訴追を導入または拡大することの増加傾向を指摘する。彼はまた、ヨーロッパ連合の中で、法人の責任を問うことへのコンセンサスが增大しているように見えるとも主張している。
- (153) 特に自由権規約第2条3項とヨーロッパ人権条約第13条を参照。同様にファンボーベン／バシオーニのガイドライン（注112）を参照。ローマ規程第75条2項

は、有罪判決を受けた者に対して「被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償（原状回復、補償及びリハビリテーションの提供を含む。）」を命令することを裁判所に認めることにより、正義の人権的な理解に向けた相当程度の前進を示している。同様の議論については、Hessbruegge, 'Human Rights Violations' (注85) 42fを参照。賠償の重要性については、たとえば、D Shelton, *Remedies in International Human Rights Law* (Oxford, Oxford University Press, 2005); International Commission on Jurists, *The Right to a Remedy and to Reparations for Gross Human Rights Violations* (Geneva, December 2006); M Nowak and J Kozma, 'A World Court of Human Rights', Research Project on a World Human Rights Court (June 2009), Swiss Initiative to Commemorate the 60th Anniversary of the UDHR, 'Protecting Dignity: An Agenda for Human Rights', www.udhr60.ch, 23ffを参照。J Kozma et al, *A World Court of Human Rights – Consolidated Statute and Commentary* (Wien, Neuer Wissenschaftlicher Verlag, 2010)。

- (154) これらの行動規範は通常は非国家主体自身によって、しばしば社会の圧力の結果として、採択される。企業の責任に関しては、OECD ガイドラインやILO 諸原則または国連グローバルコンパクト（ビジネスに向けてその操業と戦略を10の目標に適合させることを奨励する）のようないくつかの行動規範が、国際機関において策定されてきた。「国連部隊による国際人道の遵守」という標題の下に、国際連合事務総長は、1999年に一連の「国際連合の指揮と統制の下に作戦を遂行する部隊に適用される国際人道法の基本原則と規則」を告示した。Secretary General's Bulletin of 6 August 1999 参照。[訳注：http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1468/]
- (155) W Friedmann, *The Changing Structure of International Law* (New York, Columbia University Press, 1964) and W Friedmann, *Law in a Changing Society*, abridged edn (Harmondworth, Penguin Books, 1964) 213ff.
- (156) Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (Washington DC, OECD Publishing, 2011), www.oecd.org/dataoecd/43/29/48004323.pdf; International Labour Organization, *ILO Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy* (1977), 4th edn (Geneva, International Labour Office, 2006), www.ilo.org; UN Global Compact (2000), www.unglobalcompact.org; Voluntary Principles on Security and Human Rights (2000), www.voluntaryprinciples.org. この「自主的原則」は、アメリカ、イギリス、オランダ、ノルウェーの各政府が、採取部門に向けて、「操業の安全とセキュリティの維持を、人権尊重を奨励する操業枠組みの中で行うように、会社を」を導く目的で、関係する企業や中心的NGOをともに2000年に採択した、マルチステークホルダーによるイニシアティブである。

- (157) D Weissbrodt and M Kruger, 'Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights' (2003) 97 *American Journal of International Law* 901, 903; UN Commission On Human Rights, Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights, Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights, 26 August 2003, UN Doc E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2.
- (158) Weissbrodt and Kruger, 'Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations' (注 157) 913.
- (159) J Ruggie, 'Protect, respect and Remedy: a framework for Business and Human Rights, Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises' UN Doc A/HRC/8/5 of 7 April 2008, para 156 [訳注: para 1]. また, Ruggie, 'Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises' UN Doc A/HRC/17/31 of 21 March 2011 [訳注: 「ビジネスと人権に関する指導原則」]も参照。K Lukas and FJ Hutter, *Menchenrechte und Wirtschaft* (Wien/Graz, Neuer Wissenschaftlicher Verlag, 2009) 185ff を参照。ビジネスと人権の問題には豊富な文献があるので, さらなる追加的な資料については, 本書 [訳注: 本論文を収録し, 冒頭で紹介した『*Non-State Actors in International Law*』]における超国家企業に関する章を参照していただきたい。
- (160) Ruggie, 'Protect, respect and Remedy' (注 159) para 9.
- (161) *Ibid.*, paras 54 and 56.
- (162) 国際機関の人権上の責任に関する卓越した専門書として, J Wouters et al (eds), *Accountability for Human Rights Violations by International Organisations* (Antwerp/Oxford/Portland, Intersentia, 2010) を参照。
- (163) A Reinisch, 'Securing the Accountability of International Organizations' (2001) 7 *Global Governance* 121, 134 ff; A Reinisch, 'Developing Human Rights and Humanitarian Law Accountability of the Security Council for the Imposition of Economic Sanctions' (2001) 95 *American Journal of International Law* 851, 854.
- (164) ICJ, Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 between WHO and Egypt, Advisory Opinion [1980] ICJ Rep para 37.
- (165) C Chinkin, 'Sources' in D Moeckli et al (eds), *International Human Rights Law* (Oxford, Oxford University Press, 2010) 103, 113.
- (166) 経済的, 社会的及び文化的権利に関する委員会も, 「国家以外の主体の義務」
- (2019)

の標題の下に、国際組織の義務に取り組んでいる。具体的には一般的意見（注124）を参照。2006年に、国連ミッションのUNMIK〔訳注：国連コンボミッション〕は、国家報告制度の枠組みの中で初めて、自由権規約委員会に自由権規約の下での報告書を提出した。UN Doc CCPR/C/UNK/CO/1を参照。

- (167) A Reinisch, *International Organizations Before National Courts* (注136).
- (168) 同様の職員に関する紛争解決メカニズムは、EU (European Union Civil Service Tribunal) や、ILO 行政裁判所にも見ることができる。
- (169) International Bank for Reconstruction and Development (IBRD) and International Development Agency (IDA), Resolutions, *The World Bank Inspection Panel No IBRD 93-10 and IDA 93-6* (1993年9月22日採択)。さらに、ER Carrasco and AK Guernsey, 'The World Bank' Inspection Panel: Promoting True Accountability through Arbitration' (2008) 41 *Cornell International Law Journal* 3; R Oleschak-Pillai, 'Accountability of International Organizations: An Analysis of The World Bank's Inspection Panel' in Wouters et al, *Accountability for Human Rights Violations* (注162) 401-28を参照。
- (170) *Ibid.*
- (171) UNMIK, On the Establishment of the Human Rights Advisory Panel, UN Doc UNMIK/REG/2006/12 (2006年3月23日)。
- (172) MA Nowicki, 'The European Convention on Human Rights in the practice of the international Kosovo Ombudperson' in H Hartig (ed), *Trente ans de droit europeen des droits de l'homme – Etudes a la memoire de Wolfgang Strasser* (Brussels, Bruylant, 2007) 229; M Nowak, 'Enforced Disappearances in Kosovo – Human Rights Advisory Panel Holds UNMIK Accountable' (2013) *European Human Rights Law Review* 275; Chatham House, 'Internatiuonal Law Meeting Summary – The Kosovo Human Rights Advisory Panel' (2012年1月26日), www.chathamhouse.org; C Ryngaert, 'The Accountability of International Organizations for Human Rights Violations: The Case of the UN Mission in Kosovo (UNMIK) and the UN "Terrorism Blacklists"' in M Fitzmaurice and P Merkouris (eds), *The Interpretation and Application of the European Convention of Human Rights* (Leiden/Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2013) 73-91.
- (173) Interim report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, UN Doc E/CN 4/2006/97 of 22 February 2006, paras 66 and 68.
- (174) たとえば、Scott, *Torture as Tort* (注137); M Nowak, 'Vom Weltstrafrecht zum Weltzivilrecht oder vom Internationalen Strafgerichtshof zum Internationalen

Gerichtshof für Menschenrechte? Überlegungen am Beispiel der Folterbekämpfung' in I Buffard et al (eds), *International Law between Universalism and Fragmentation: Festschrift in Honour of Gerhard Hafner* (Leiden, Martinus Nijhoff Publishers, 2008) 667, 686ff.

- (175) Swiss Confederation, Federal Department of Foreign Affairs DFA/Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, *Protecting Dignity: An Agenda for Human Rights* (Geneva, 2008), www.udhr60.ch を参照。
- (176) M Nowak et al (eds), *The Role of the EU in Human Rights Reform* (Wien/Graz, Neuer Wissenschaftlicher Verlag, 2013). [訳注：COST (European Cooperation in Science and Technology) とは、ヨーロッパの研究員・技術者・学者相互の国を超えた協力関係を支援する枠組であり、COST Action はその協力関係のために提供されたネットワークである。 <http://www.cost.eu>]
- (177) J Kozma et al, *A World Court of Human Rights – Consolidated Statute and Commentary* (Wien/Graz, Neuer Wissenschaftlicher Verlag, 2010)。また、M Nowak, 'Eight Reasons why we need a World Court of Human Rights' in J Grimheden et al (eds), *International Human Rights Monitoring Mechanism: Essays in Honour of Jacob Th Möller*, 2nd edn (Leiden, Martinus Nijhoff Publishers, 2009) 697; M Nowak, 'It's Time for a World Court of Human Rights' in MC Bassiouni and WA Schabas (eds), *New Challenges to the UN Human Rights Machinery – What Future for the UN Treaty Body System and the Human Rights Council Procedure?* (Cambridge/Antwerp/Portland, Intersentia, 2011) を参照。